

第5章 施策の内容

1. 生涯現役で生涯青春のまちづくり

(1) 多様な生きがい活動への支援

積極的に生きがいを求めるとともに、社会の変化に対応した新たな知識・技術の習得ができるよう、年齢、体力・健康状況、趣味、社会体験等、さまざまなニーズに対応する多様な学習機会の充実に努めます。

① 生涯学習に関する情報提供の充実

現状と課題

高齢者が主体的に健康の保持・増進を図りながら、活力ある毎日を過ごすことができるようにするためには、生涯学習活動への参加が大きな役割を果たしており、より多くの人への情報提供の充実に努める必要があります。

今後の方針

市のホームページ、広報さばえ、公民館だより、「地区公民館・公共施設講座一覧」、高齢者福祉・介護保険ガイドブックにより、より多くの人に生涯学習の情報提供を行っていきます。

② 高齢者いきがい講座

現状と課題

高齢者いきがい講座は提案型市民役事業として、安定した講座開催が実施されています。今後、受講生の拡大を図るため、新規学習講座の開催や内容の充実化を検討していく必要がありますが、あわせて、新型コロナウイルス等感染症対策に配慮した活動スタイルの確立が課題です。また、健康で生きがいのある生活を送ることができるよう、地域ボランティア活動に参画できる環境づくりが必要です。

今後の方針

60歳以上の高齢者を対象に、健康で生きがいのある生活を送り、長寿を喜び合える社会を実現するため、新型コロナウイルス等感染症対策に配慮し、高齢者の学習活動の支援として各種講座を行います。今後、講座の改廃を含め、新たな学習活動の講座開設を検討します。また、高齢者がこれからのICTを活用した社会にも対応できるよう、引き続きパソコン講座を実施するとともに、スマートフォンに関する講座の開設を検討します。さらに、趣味の講座から一歩進んだ社会参加活動につなげるよう適切な支援をしていきます。

取組の実績・目標

取組項目	単位	実績値			目標値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
延べ実施回数	回	541	488	209	420	430	450
実人員	人	784	856	179	500	520	540

③ 高年大学

現状と課題

60歳以上の高齢者を対象に生涯学習を通して仲間づくりの輪を広げながら、より高い教養と趣味を広げ、健康長寿と地域社会活動の活性化を図っています。高齢者の生きがいをいづくりに向けて、高齢者の多様な学習・活動ニーズに対応していくことが必要です。また、開設40年を経過し、より多くの市民に知っていただけるよう広報さばえやホームページなど一層のPRに努めていくことが必要です。

今後の方針

一人でも多くの60歳以上の高齢者が生涯学習を通じた仲間づくりの輪をさらに広げ、健康長寿の伸長を図れるよう、新型コロナウイルス等感染症対策に配慮しつつ、高齢者の学習ニーズの把握やそれに対応した学習内容の提供に努めます。そして、新たな学習活動や社会活動につながっていくよう学習情報、高年大学の情報発信に努めます。

取組の実績・目標

取組項目	単位	実績値			目標値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
受講生数	人	462	467	0	450	450	450

④ 高齢者福祉バス運行事業

現状と課題

「ふれあいバス」と「学びバス」を運行しており、好評を得ていますが、さらなる参加者拡大を図るため、新型コロナウイルス等感染症対策に配慮しつつ、新たな見学コースを検討し、事業参加者の行動範囲の拡充や健康増進を援助し、社会参加を促進していくことが必要です。

今後の方針

高齢者のふれあいと学びの場を提供するため、引き続き市内の単位老人クラブ、地区老人クラブ連合会、ふれあいサロンを対象に、市のマイクロバスを活用して「学びバス」を運行します。今後は、新型コロナウイルス等感染症対策への配慮から、「ふれあいバス」は一旦休止し、「学びバス」はニーズのある人気コースの増便を検討するなど拡充を図りながら、高齢化社会に向けて、生きがいを感じて健康で暮らせるように支援していきます。

取組の実績・目標

取組項目	単位	実績値			目標値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
ふれあいバス実施回数	回	21	20	0	-	-	-
学びバス実施回数	回	29	31	0	25	31	32

⑤ 高齢者スポーツの充実

現状と課題

高齢者が健康で生きがいをもって生活できるよう、それぞれの体力や運動能力に応じてスポーツを楽しめる環境づくりを継続的に進めていくことが必要です。

今後の方針

高齢者が、健康で生きがいをもって生活できるよう健康づくり、生きがいづくりのため、新型コロナウイルス等感染症対策に配慮し高齢者向け教室の参加者の拡大に努めます。また、「ふくい健康長寿祭」のスポーツ・文化交流大会への参加意識の高揚に努めます。

(2) 社会参加への活動支援および就労支援

高齢者が地域と主体的にかかわり、生きがいづくりや健康づくり等の社会参加を通じて、生きがいのある豊かな高齢期を送ることができるよう、老人クラブの活動をはじめ、ボランティア活動や世代間交流の活性化を支援するとともに、就業機会の確保に努めます。

① 老人クラブ

現状と課題

近年の老人クラブにおける最大の課題は、クラブ数と会員の減少です。健康で生きがいのある生活を送り、長寿を喜び合える社会づくりの基盤として、若手高齢者の加入を拡大することで推進体制の強化を図り、自主的な社会参画活動に進展していくことが必要です。また、総合事業の支え合いの担い手として、総合事業での積極的な取組が重要です。

第5章 施策の内容

今後の方針

高齢者の生きがい活動の中心を担う組織として、スポーツ教室の開催、作品展示の機会、ボランティア活動等に対する情報提供に努めるとともに、老人クラブの魅力ある活動のPRを行い、若手高齢者の加入促進を図り、活動体制の強化を支援します。また、身近な地域での支え合いの担い手として活躍できる仕組みづくりを進めていきます。

取組の実績・目標

取組項目	単位	実績値			目標値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
クラブ数	クラブ	73	71	68	68	68	68
会員数	人	3,470	3,271	2,978	2,980	2,985	2,990

② ボランティア活動

現状と課題

鯖江市社会福祉協議会を中心にボランティア活動の機会の提供に努めていますが、今後、元気な高齢者が地域の支え合いの担い手となり、地域で活躍できるよう、自らの能力を活用して社会参画できる環境づくりが必要です。また、高齢化の進行により、ボランティアの活動場所までの交通手段の問題から、活動場所が限られてくるようになることから、身近な地域での活動の機会を提供することが必要です。アンケート調査では、地域活動への参加意向のある高齢者の割合は56.3%となっていました。

今後の方針

鯖江市社会福祉協議会が中心となり、ボランティア活動の機会を情報提供していくとともに、ボランティア活動参加に向けて、登録人数の増加を呼びかけます。また、町内等、自分の地元でできることをボランティア活動につなげ、情報提供をしていくことで、自分の住んでいる地域において役立っていることを実感でき、生きがいにもつながり、交流の場としても有効であることから、身近な地域での介護支援や生活支援のボランティア、相談相手として活躍できる仕組みづくりや意識づくりを進めます。

③ 介護支援サポーターポイント事業

現状と課題

市内に住む65歳以上の高齢者が、「介護支援サポーター」として市内介護施設、市の介護予防事業等でボランティア活動を行った場合に、ポイントが付与され、そのポイント数に応じて最大5,000円の交付金が市から交付される事業を実施しています。平成29(2017)年度からは、対象者が40歳以上となりました。今後も登録者数を増やすとともに、サポーターの活動の場を確保していくための取組が必要です。

今後の方針

高齢者の社会参加を促進し、自らの健康増進、介護予防に積極的に取り組むことができるよう、制度自体の周知を図るとともに、新型コロナウイルス等感染症対策に配慮しつつ、高齢者いきがい講座の参加者が学習内容を活かしたボランティア活動に参加する仕組みを作るなど、受け入れ側と活動する側双方のニーズを掘り起こし、両者をつなげていくための取組を進めます。

取組の実績・目標

取組項目	単位	実績値			目標値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
登録者数	人	387	428	440	460	470	480

④ 慶祝訪問、米寿祝品贈呈事業

現状と課題

長年にわたり社会に尽くしてきた高齢者を敬愛し、長寿を祝うことを目的としてお祝い品を贈呈しており、今後も健康長寿のまちづくりに向けて長寿を祝福する風潮を高めていく必要があります。

今後の方針

長年にわたり社会に尽くしてきた高齢者を敬愛し、長寿を祝うことを目的として、9月の老人週間に長寿を慶祝し、お祝い品を贈呈します。

取組の実績・目標

取組項目	単位	実績値			目標値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
88歳	人	331	361	327	370	370	440
100歳	人	15	34	30	27	45	45

⑤ 世代間交流の推進

現状と課題

各公民館の行事や、保育園、幼稚園、小学校の行事等を通して、高齢者と地域住民や子どもが一緒に交流を深めることができるよう支援するとともに、老人クラブ等と連携して若い世代との世代間交流等の取組を支援しています。核家族化や地域とのつながりの希薄化が懸念されている中で、今後とも高齢者と地域住民や子どもがふれあえる機会の拡充が必要です。

第5章 施策の内容

今後の方針

地域における世代間交流等を促進するため、高齢者が参加しやすいように行事等の工夫をするとともに、交流機会の充実に努めます。また、市内で実施される各種イベントを通じて世代間交流を図ります。

⑥ 公益社団法人鯖江市シルバー人材センターによる就労支援

現状と課題

「生きがい」の充実と地域社会の発展に寄与することや、自立支援、介護予防・重度化防止に向けた取組として、健康で働く意欲のある高齢者に対して、就業機会の確保と提供を行っています。しかし、新入会員が少なく会員全体が毎年減少しているため、依頼された仕事への対応強化が求められています。また、雪吊りや庭木の剪定など、技能習得者の高齢化に伴う後継者が問題となっており、さらに、人材を求める個人・企業と会員が希望する就業内容のマッチングについても課題が残されています。アンケート調査では、収入のある仕事への高齢者の参加割合は22.3%となりました。

今後の方針

各地区の理事を中心に地元高齢者への説明や相談体制を確立し、会員獲得を目指します。また、効果的な加入促進や就業内容のマッチングのためのホームページの活用や、シルバー人材センター情報誌や広報さばえへ記事を掲載すること、高齢者の集う場での会員募集活動や、企業訪問を行い退職者へのPR活動などにより、普及啓発を行います。さらに、高齢者の技術の向上と技能の習得を目指した各種講習会の開催や、会員の希望職種一覧を作成し、ホームページ等による広報を行い、会員の入会希望や新規就業機会を広げます。その他、シルバー派遣事業への理解を得るため、地元企業へ出向いて説明を行い、会員の就業機会の拡大に努めます。

取組の実績・目標

取組項目	単位	実績値			目標値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
会員数	人	580	542	580	640	700	760
年間受注件数	件	4,966	4,699	4,700	4,800	4,900	5,000
就業延べ人数	人	74,752	72,570	72,000	74,000	76,000	78,000

2. いつまでも健康で暮らせるまちづくり

(1) 健康づくりの推進

より多くの高齢者が健康づくりの意識をもち、活動に参加できるよう、健康診査・がん検診の受診勧奨や生活習慣病予防に向けた講座の開催、感染症予防のための啓発等を通じて、生涯にわたる健康づくりの普及・啓発を行います。また、「さばえ 健康いきいきプラン」に基づき、適正な疾病管理と介護予防による生活の質の向上等に努めます。

① 健康診査

現状と課題

国民健康保険加入者に対する特定健康診査および75歳以上の人を対象とした後期高齢者健康診査の受診を促すため、広報、健康教室等で、生活習慣病やその予防対策等の知識の普及活動に努めてきました。また、特定健康診査受診者のうちメタボリックシンドロームのリスク者に対しては、個別に訪問し情報提供することで、特定保健指導を積極的に利用することを促してきました。

特定健康診査実施率や特定保健指導実施率は、目標値に近づいているものの、集団健診受診者より、指定医療機関での個別健診受診者が増加している傾向から、生涯にわたって健康管理を行うためにかかりつけ医を持つ重要性について引き続き啓発していく必要があります。ただし、令和2年度は、新型コロナウイルス等感染症対策により、集団健診の回数を減らしたり、完全予約制の導入や受診定員数を減らしているため、受診機会を確保できなかった人への対応が課題です。後期高齢者健康診査については、かかりつけ医を中心とした指定医療機関での個別健診を実施し受診率は横ばい傾向となっており、生活習慣病やフレイル状態等の早期発見・対応に寄与していると思われま

す。また、生活習慣病のリスクが高い人へは、早期からの生活習慣の改善に向けた取組を、新型コロナウイルス等感染症対策に配慮しながら個別および集団に対して支援し、受診勧奨判定値以上の人への徹底した医療機関への受診勧奨や治療が開始された場合の継続的な疾患管理による重症化予防が重要です。健診結果に応じて地域包括支援センターとの連携を図り、介護予防ケアマネジメントの提供および保健指導ができるよう連携強化を図ります。

さらに、後期高齢者健康診査の受診勧奨は、地域包括支援センターと共に健診受診勧奨の啓発強化が必要です。

今後の方針

特定健康診査実施率や特定保健指導実施率は、継続受診者の定着と新規受診者への増加を図るため地域の団体や市医師会との連携を強化し、個別医療機関での健診受診勧奨の周知啓発を行います。あわせて、集団健診は、感染防止対策を徹底した上で、日程、会場、健診種別等を設定し実施していきます。特定保健指導については、適切な時期での治療開始につながるよう、かかりつけ医を中心とした医療機関等委託事業者での実施を推進するとともに、効果的な実施にむけての体制整備を行います。後期高齢者健康診査については、今後、健診結果とフレイル問診結果、介護認定状況を

第5章 施策の内容

分析し、高齢者の健康課題を明らかにしたうえで、地域包括支援センターと連携しながら効果的な保健事業や介護予防事業を実施します。

生活習慣病のリスクが高い人へは、早期からの生活習慣の改善に向けた取組を新型コロナウイルス等感染症対策に配慮しながら個別および集団に対して支援し、受診勧奨判定値以上の人への徹底した医療機関への受診勧奨を実施します。

さらに、健診結果に応じて地域包括支援センターとの連携を図り、介護予防ケアマネジメントの提供および保健指導ができるよう連携強化を図ります。その他、後期高齢者健康診査の受診勧奨は、地域包括支援センターや関係機関・団体との連携により継続して啓発強化を行います。

取組の実績・目標

取組項目	単位	実績値			目標値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
特定健康診査受診率	%	33.0	35.0	20.0	37.0	37.0	38.0
特定保健指導率	%	45.8	47.2	30.0	55.0	55.0	55.0
後期高齢者健康診査受診率	%	22.8	22.4	15.0	22.5	22.6	22.7

② がん検診

現状と課題

がん検診の受診券を1冊の綴りにし、本人自らが受診しやすい体制としているほか、要精密検査となった人への徹底した受診勧奨や、がん検診の定期的な受診につなげるための未受診対策としての電話や個別通知等でがん検診受診に向けた取組を進めてきました。本市が行う5つのがん検診のうち、胃がん、肺がん、大腸がんの70歳未満の受診率は、乳がん、子宮頸がん検診と比べ低い傾向となっています。また、精密検査受診率は、5つのがん検診ともに目標値より低い状況です。

今後の方針

未受診者対策として、対象者の年代や受診履歴に応じたメッセージなどで、がんに関する情報を提供するとともに、新型コロナウイルス等感染症対策として、他機関と連携しながら、個別医療機関での受診を積極的に勧奨し、集団検診は対象者を絞り、感染防止対策を徹底した上で、日程、会場、検診種別等を設定し実施していきます。また、精密検査未受診者への受診勧奨については健康管理協会へ委託し、継続して実施します。がん検診受診勧奨を実施することで、継続受診や働き盛りの世代の受診者数の増加を目指し、要精検受診者への再受診勧奨を徹底し、精密検査受診率の向上を図ります。

取組の実績・目標

取組項目	単位	実績値			目標値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
がん検診受診率 (70歳未満)	%	38.1	33.2	23.1	44.0	44.0	44.0
胃がん検診受診率 (70歳未満)	%	22.5	20.9	9.3	30.0	30.0	30.0
大腸がん検診受診率 (70歳未満)	%	25.7	20.3	14.9	30.0	30.0	30.0
肺がん検診受診率 (70歳未満)	%	28.3	24.6	13.9	32.0	32.0	32.0
乳がん検診受診率 (70歳未満)	%	55.3	50.7	35.3	68.0	68.0	68.0
子宮頸がん検診受診率 (70歳未満)	%	68.7	59.0	49.9	74.0	74.0	74.0
がん検診精検受診率 (胃がん検診)	%	83.1	84.0	80.0	85.0	87.5	90.0
がん検診精検受診率 (肺がん検診)	%	67.0	67.0	65.0	70.0	77.5	85.0
がん検診精検受診率 (大腸がん検診)	%	73.8	73.6	70.0	75.0	77.5	80.0
がん検診精検受診率 (子宮頸がん検診)	%	63.0	66.7	65.0	70.0	80.0	90.0
がん検診精検受診率 (乳がん検診)	%	92.5	89.8	88.0	90.0	92.5	95.0

③ 肝炎ウイルス検査、歯周疾患検診、骨密度測定

現状と課題

肝炎による健康障害を回避し、症状を軽減し進行を遅延することを目的とし、集団健診の会場において肝炎ウイルス検診を実施してきました。また、歯周疾患検診を、アイアイ鯖江で行う集団健診時にあわせて実施し、虫歯や歯周疾患予防について指導するとともに、希望者には超音波による骨密度測定を実施してきました。しかし、令和2年度は、新型コロナウイルス等感染症対策の観点から適正な人数での実施が望まれ、肝炎ウイルス検査、歯周疾患検診、骨密度測定を中止としました。今後は、受診の必要な対象者を分析し、効果的な実施方法を検討する必要があります。肝炎ウイルス検査については、未受診者の方への検査の周知啓発の機会を増やすことや、陽性者に対する医療機関への受診勧奨後の受診の有無の確認など、徹底した医療機関受診勧奨が課題となっています。

また、歯周疾患検診については、関心のある方が毎年受診している状況となっており、関心がない層へのアプローチが課題となっています。

さらに、骨密度測定については、骨密度測定結果から受診者の約7割が要精検領域者となっており、検査当日の生活指導はあるものの毎年要精検領域者の割合が高く、同年代比較値においては、50歳代、60歳代の値が低い人の割合が高い状況となっており、より若い年代からの骨粗しょう症予防の取組が重要となっています。

今後の方針

肝炎ウイルス検査、歯周疾患検診、骨密度測定については、今後は、受診の必要な対象者を分析し、対象者の選定や効果的な実施方法を検討します。また、肝炎ウイルス検査については、健康づくり事業等で啓発するとともに、陽性者に対して医療機関への受診勧奨を徹底します。また、歯周疾患検診については、歯周疾患予防の必要性をよりアピールするために、ちらし内容を工夫し、年度毎に対象年齢を決めるなどで、新しい受診者の発掘に努めます。さらに、骨密度測定については、健康づくり普及事業等で、より若い年代からの骨粗しょう症予防や食・運動等の生活習慣病予防や改善を図る支援を行います。

取組の実績・目標

取組項目	単位	実績値			目標値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
歯周疾患検診 受診者数	人	129	117	0	150	150	150

④ 生活習慣病予防

現状と課題

生活習慣病の予防に関する正しい知識の習得や健康に関する意識の向上につながるよう、市広報や健康講座等による健康情報の提供や健康づくり推進員による健診の受診勧奨をはじめ、食生活改善推進員による食に関する情報提供、正しい食習慣の普及啓発、地域包括支援センターと連携し地域支援事業で実施する介護予防講座等における健康づくりを含めた情報提供等に取り組んでいます。幅広い年代への生活習慣病予防、食、運動に関する正しい知識の習得や健康に関する意識の向上につながるよう、健康情報の提供や健診の受診勧奨を継続して実施している状況ですが、継続参加者が多く、生活習慣病予防の啓発や健康づくり事業への新たな参加者や働き盛りの年代の参加者が少ないことが課題となっています。

また、新型コロナウイルス等感染拡大に伴い、外出を控える傾向から運動不足や過食傾向に陥りやすく、肥満や生活習慣病の発症をきたす人が多くなる懸念があります。さらに、受診控えの傾向から生活習慣病等の慢性疾患のある人の病状悪化も懸念されます。今後も適切に医療機関の受診や特定健診・がん検診等の受診を行うように啓発する必要があります。

今後の方針

新型コロナウイルス等感染症対策に配慮しつつ、地域ぐるみで生活習慣病予防や健康づくりについて考える機会を設けるとともに、オンライン講座などコロナ禍でも実施できるような方法の検討も含め、地域包括支援センターと連携し地域支援事業で実施する介護予防講座等の中で健康づくりを含めた情報提供や個別にあった保健指導を実施していきます。

また、コロナ禍においても、運動や食習慣等好ましい生活習慣の実践や健診受診、医療機関の定期受診等疾患管理の重要性について引き続き啓発していきます。

取組の実績・目標

取組項目	単位	実績値			目標値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
健康教室 開催回数	回	123	40	14	50	50	50

⑤ 感染症予防

現状と課題

新型コロナウイルス等感染症は、特に高齢者や基礎疾患のある人では重症化するリスクが高いことが報告されており、感染症や感染予防対策についてわかりやすい情報提供を行う必要があります。また今後、新型コロナウイルスワクチン接種について高齢者が優先接種対象になることとされており、高齢者が受けやすいワクチン接種体制の整備が求められます。高齢者のインフルエンザ予防接種についても、令和2年度は、新型コロナウイルス等同時流行に備え高齢者が優先接種対象となり、

第5章 施策の内容

早期接種勧奨を実施しました。また、令和元年度に予防接種法改正があり、高齢者用肺炎球菌予防接種は当該年齢65歳になる人に加えて過去の未接種者も接種対象となりました。

結核の早期発見のための結核検診を、肺がん検診と一体的に、地区公民館等の集団健診や指定医療機関での個別検診で実施しています。

今後の方針

新型コロナウイルス等感染症対策については、感染症や感染予防対策についてわかりやすい情報提供を行うとともに、新型コロナウイルスワクチン接種体制については、高齢者が受けやすいワクチン接種体制の整備を行います。また、高齢者インフルエンザ予防接種・高齢者用肺炎球菌予防接種についても、引き続きわかりやすい情報提供に努め、接種を希望する人が安心して安全に接種ができる体制整備に努めるとともに、対象の人への接種助成を継続していきます。結核予防に関する情報等は、引き続き関係団体との連携により普及啓発していきます。

また、食中毒等その他の感染症については、今後も広報・ホームページ等で情報提供を行い、地域包括支援センターや関係機関と連携し、予防のための啓発活動を継続していきます。

取組の実績・目標

取組項目	単位	実績値			目標値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
高齢者インフルエンザ 予防接種率	%	50.8	52.5	55.0	55.0	55.0	55.0
高齢者用肺炎球菌 予防接種率	%	36.8	51.3	52.0	52.0	52.0	52.0

⑥ たばこ、アルコール対策

現状と課題

近年、高齢者に多いCOPD（慢性閉塞性肺疾患）の患者数、死亡者数が増加傾向にある中、たばこの健康影響や受動喫煙被害についての正しい知識の普及啓発を行っています。また、新型コロナウイルス等感染症の感染拡大に伴い、COPD（慢性閉塞性肺疾患）の人は重症化しやすいことが報告されており、より一層の感染予防対策や禁煙とあわせての啓発を実施する必要があります。また、アルコールの健康影響についての知識の普及、健診結果による肝機能障害の早期発見と適正飲酒を推進しています。さらに、令和元年（2019）年度特定健診受診者で飲酒日に3合以上飲酒する多量飲酒者は、男性が全体の0.9%を占め、多量飲酒は、身体的影響が多く、生活習慣病へのリスクともなるため、適切な飲酒について個々にあった保健指導が必要となっています。アンケート調査では、喫煙率が8.1%、飲酒者の割合が31.3%となっていました。

今後の方針

個々の保健事業や健康づくり事業において、たばこの害や受動喫煙被害についての正しい知識の普及・啓発を行い、喫煙率の低下を目指します。また、新型コロナウイルス等感染症の感染拡大に伴い、COPD（慢性閉塞性肺疾患）の人は重症化しやすいことから、より一層の感染予防対策や禁煙とあわせての啓発を実施していきます。また、アルコールの健康影響についての知識の普及、健診結果による肝機能障害の早期発見と適正飲酒を推進します。

取組の実績・目標

取組項目	単位	実績値			目標値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
多量飲酒する人の割合を減らす(特定健診質問票 男性)	%	1.1	0.9	1.0	1.0	1.0	0.9
公共施設の禁煙実施率	%	96.1	96.1	97.0	100.0	100.0	100.0

(2) 総合事業による介護予防事業の充実

本市では平成29(2017)年4月より、介護予防・日常生活支援総合事業を実施しています。介護予防・日常生活支援総合事業とは、市町村が中心となって、地域の実情に応じて、住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することにより、地域の支え合いの体制づくりを推進し、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援等を可能とすることを旨とするものです。

また、この事業により、要支援者の多様な生活支援ニーズについて、従来予防給付として提供されていた全国一律の介護予防訪問介護（ホームヘルプサービス）および介護予防通所介護（デイサービス）を、市町村の実施する総合事業に移行し、要支援者自身の能力を最大限活かしつつ、事業者のみならず、住民等が参画するような多様なサービスを総合的に提供するものです。

今後も、地域の特性にあったサービスの提供体制づくりに取り組むとともに、介護予防の普及・啓発については、引き続き情報提供に努め、効果的な情報提供を図っていきます。あわせて、総合事業の対象者や単価の弾力化について検討します。

① 介護予防・生活支援サービス事業

介護予防・生活支援サービス事業は、要支援者等（基本チェックリストの該当者〈事業該当者〉を含む）を対象に、それらの人々の多様な生活支援のニーズに対応するため、介護予防訪問介護等のサービスに加え、住民主体の支援等も含め、多様なサービスを制度（総合事業）に位置づける事業です。この事業は、「訪問型サービス」、「通所型サービス」、「その他の生活支援サービス」および「介護予防ケアマネジメント」から構成されます。

実施している事業の種類・内容

事業	内容
(1) 訪問型サービス	①訪問型予防給付相当サービス 訪問介護員による身体介護・家事援助 ②訪問型基準緩和サービス（A型） 身体介護を伴わない家事援助 ③訪問型基準緩和サービス（B型） 住民主体の自主活動として行う生活援助
(2) 通所型サービス	①通所型予防給付相当サービス 入浴、排せつ、食事等の日常生活上の支援及び機能訓練 ②通所型基準緩和サービス（A型） 運動を中心とした自立支援プログラム ③通所型短期集中予防サービス（C型個別サービス） 運動を中心に、栄養面や口腔機能の維持・向上を目的とした個別プログラム（個別） ④通所型短期集中予防サービス（C型集団サービス） 運動を中心に、栄養面や口腔機能の維持・向上を目的とした個別プログラム（集団）
(3) その他の生活支援サービス	既存の組織や関係機関と連携しながら、今後、内容を検討していく。 （例）栄養改善を目的とした配食やひとり暮らし高齢者等への見守りなど
(4) 介護予防ケアマネジメント	要支援者等の状況にあった適切なサービスが包括的かつ効率的に提供されるよう必要な援助を行う

【訪問型サービス】

現状と課題

訪問型サービスは、訪問型予防給付相当サービスと訪問型基準緩和サービス（A型）を実施しています。訪問介護員不足の中、訪問型基準緩和サービス（A型）を担う事業者が不足しています。また、住民主体の訪問型サービス（B型）は、現在2つの団体が創設されました。今後も、各地区に配置した地域支え合い推進員を中心に、地域住民の支え合いの意識醸成を行いながら時間をかけて創出していく必要があります。

今後、生活支援ニーズがますます増加する中、民間やNPO・団体も含めた多様な主体による取組体制をいかに構築していくかが課題となっています。

今後の方針

各種訪問型サービスの内容について十分な検証を重ね、サービスの見直しや適正な運用を行います。訪問型基準緩和サービス（A型）を担う人材育成を継続します。住民主体の訪問型サービス（B型）については、地域支え合い推進員を中心とした住民主体の支え合いの体制作りを進め、さらなる創出に努めます。高齢者訪問事業については、チェックリストを活用し、介護予防事業に参加しない閉じこもり、認知症、うつ等のおそれのある高齢者等への訪問を継続して実施します。また、医療機関や介護サービス事業所、地域の民生委員や近隣住民、ボランティア等との連携を強化し、必要な訪問対象者の把握に努め、個々の多様なニーズへの支援を行います。

【通所型サービス】

現状と課題

通所型サービスは、通所型予防給付相当サービス、通所型基準緩和サービス（A型）、通所型短期集中予防サービス（C型・個別）、通所型短期集中予防サービス（C型・集団、生活すいすい教室）を実施しています。通所型基準緩和サービス（A型）、通所型短期集中予防サービス（C型・個別）を担う市内事業者が不足しています。通所型サービスは、自立支援のための適切な目標設定のもと期間設定したサービス提供および評価を実施し、適正なサービス利用を実施する必要があります。また、通所型サービス利用後は、本人の状況に合わせて一般介護予防事業へと転換させていくように今後、一般介護予防事業の充実も図る必要があります。

今後の方針

各種通所型サービスの内容について十分な検証を重ね、サービスの見直しや適正な運用を行います。

また、通所型基準緩和サービス（A型）を担う事業所が増えるように検討します。地域支え合い推進員を中心とした住民主体の支え合いの体制作りを進め、住民主体の集いの場や通所型サービス（B型）の創出、誰もが参加できる一般介護予防事業（健康寿命ふれあいサロン、いきいき講座、湯ったりクラブなど）の充実に努めます。さらに、一般介護予防事業の運営の担い手となる「さばえ♥いきいきサポーター」（介護予防サポーター）の充実をはかり、元気高齢者が担い手になる仕組みづくりもあわせて行います。

【その他の生活支援サービス】

現状と課題

その他の生活支援サービスについては、現在は特に設置せず、民間配食事業者や独居高齢者世帯を中心とした民生委員による見守り活動を中心に実施しています。

今後、第一層生活支援コーディネーターや地域支え合い推進員が協議体にて関係者のネットワークを図りながら、既存の取組・組織等の把握および地域のニーズ把握、不足するサービスの開発と活動のマッチングを図り、住民主体の生活支援サービスの提供体制の整備を行う必要があります。

今後の方針

広く住民に対し、住民主体の地域支え合いの意識の醸成をワークショップやフォーラムの開催を通して実施していくとともに、第一層生活支援コーディネーターや地域支え合い推進員が協議体における協議をすすめる、地域の実情に合わせた地域支え合いの体制づくりを進めます。

また、協議の際は、既存の組織や関係機関と連携しながら取り組むとともに、他市町村などの先進事例を参考にし、第一層生活支援コーディネーターや地域支え合い推進員の資質向上のため、研修会や他市町との意見交換会等にも参加し、情報共有しながら進めていきます。

さらに、高齢者の移動に関するニーズへの対応については、アンケート調査にてニーズが高かつ

第5章 施策の内容

たことを踏まえ、「地域公共交通連絡会」等の公共交通施策における協議会との連携を図るとともに、先進的な事例を研究しながら、住民主体のサービスの可能性について模索します。

【介護予防ケアマネジメント】

現状と課題

平成29(2017)年度より介護予防・日常生活支援総合事業を開始し、介護保険要支援認定更新時期に合わせ従来の予防給付から総合事業への移行を行い、多様な実施主体によるサービスの充実に努めています。

今後の方針

介護予防に対する高齢者の興味を高める工夫や、効果が期待できる介護予防事業の実施等、より多くの高齢者が効果的な介護予防に取り組めるよう支援が必要であり、介護支援専門員や事業者の質の向上を図る研修や高齢者の自立支援に向けて地域ケア会議を効果的に活用する等、介護予防ケアマネジメントの充実に努めます。

② 一般介護予防事業

一般介護予防事業は、第1号被保険者のすべての人およびその支援のための活動にかかわる人を対象に、介護予防が必要な人の把握やそれらの人々の介護予防活動への参加促進、地域での介護予防活動の促進等を行う事業です。医療機関やその他の関係機関・団体等と連携し、理学療法士や作業療法士等の専門職とともに、より効果的な事業を実施します。また、取組や目標達成に向けた活動を継続的に改善するPDCAサイクルを活用しながら進捗管理を実施します。

事業の種類・内容

事業	内容
介護予防把握事業	収集した情報等の活用により、閉じこもり等の何らかの支援を要する者を把握し、介護予防活動へつなげる
介護予防普及啓発事業	介護予防活動の普及・啓発を行う
地域介護予防活動支援事業	住民主体の介護予防活動の育成・支援を行う
介護予防拠点整備事業	高齢者が集うサロンなどの「集いの場」を介護予防の拠点として整備を行う
一般介護予防事業評価事業	介護保険事業計画に定める目標値の達成状況等を検証し、一般介護予防事業の評価を行う
地域リハビリテーション活動支援事業	介護予防の取組を機能強化するため、通所、訪問、地域ケア会議、住民主体の通いの場等へのリハビリ専門職等による助言等を実施する

【介護予防把握事業】

現状と課題

平成29(2017)年度から総合事業の開始に伴い、健康チェックリストを65、68、71、74、77、80歳の方に郵送してきましたが、平成30年度からは65歳および71歳から3歳きざみで89歳までの方へ郵送し、対象者の拡大を図りました。郵送のほかに、各種介護予防事業や相談の際にも健康チェックリストを実施しています。さらに、受診勧奨やリスクの高い高齢者については、在宅保健師が直接訪問をする等、事業等に参加しない高齢者にも健康チェックリストを実施してもらえる機会を提供し、適切なサービスや事業への支援を行う必要があります。また、脳の健康度テスト結果により認知症の前段階を早期発見し、予防に取り組むための事業（認知症初期集中支援推進事業、一般介護予防事業）で支援できるよう他の事業との連携を強化する必要があります。

今後の方針

健康チェックリストの未返送者へのはがきでの勧奨、新型コロナウイルス等感染症対策に配慮した在宅訪問、広報による呼びかけ等で、回収率の増加に取り組みます。その他の高齢者に対しても、健康チェックリストの活用により、閉じこもり等の何らかの支援を必要とする人を把握するとともに、地域包括支援センターや地域で活動する関係機関・団体等との連携や支援により、高齢者の状況把握やその後の介護予防活動につなげるよう努めます。

取組の実績・目標

取組項目	単位	実績値			目標値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
健康チェックリスト 回収率	%	64.0	61.6	55.0	62.0	63.0	64.0

【介護予防普及啓発事業】

現状と課題

高齢者が要支援または要介護状態となることを予防し、活動的で生きがいのある生活を送ることができるよう、いきいき講座事業などの介護予防普及啓発にかかる事業を通じて介護予防に関する普及・啓発に取り組んできました。

いきいき講座事業においては、会場によって参加者数が伸び悩んでいるため、新規参加者を増やすために今後も様々な機会をとらえて講座参加につながるように周知していくとともに、講座が利用しやすいよう、日程・時間の工夫が必要となっています。また内容としては、要介護や寝たきりにつながる“フレイル(虚弱)”の予防や認知症予防について等、さらなる内容の充実について検討することが必要です。また、誰もが安心して参加できるよう、講座運営の担い手となる介護予防サポーターによるサポートの充実が必要です。介護予防普及啓発事業においては、「安心・長寿出前講座」の実施団体が継続して利用してもらえるような内容等の工夫を行うことに加え、新しい団体の

第5章 施策の内容

利用に向けたPRが必要となっています。アンケート調査では、運動器機能の低下している高齢者の割合は23.7%で、圏域では鯖江圏域が26.3%で最も高く、認知機能の低下の疑いのある高齢者の割合は39.9%で、圏域では神明圏域が40.9%で最も高くなっていました。このような現状を、それぞれの圏域で実施する介護予防普及講座の内容に反映させていく必要があります。

今後の方針

介護予防事業については新規参加者や新規団体を増やすため、高齢者にわかりやすい広報やチラシ等を通じて、活動状況や活動内容の紹介を行い広く周知するとともに、定員制になっても参加者数を確保できるようコース数を増やします。また、圏域ごとのアンケートデータから、より効果的なプログラムを検討するとともに、自宅でもフレイル予防に取り組めるよう、講座のなかで目標設定ができるよう支援します。

取組の実績・目標

取組項目	単位	実績値			目標値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
いきいき 講座参加者数	人	330	361	172	236	236	236
湯ったりクラブ 参加者数	人	430	409	114	135	135	135

【地域介護予防活動支援事業】

現状と課題

健康寿命ふれあいサロンについては、目標値の設置数まで増加しています。ただし、令和2年度は、新型コロナウイルス等感染の懸念により利用者が減少していることから、安心していつでも誰もが参加しやすいサロンになるように、巡回指導やサロンリーダー研修会等を通じて支援していく必要があります。

さらに、介護予防人材養成事業では、介護予防事業等の参加者支援や運営の協力、介護予防の知識の普及啓発等に取り組む介護予防サポーターを養成するなどの活動していますが、今後はより主体的に活動できるように支援することが必要となっています。

アンケート調査では、地域活動での参加意向がある方の割合は55.3%で、圏域では西部圏域が57.7%で最も高くなっていました。

今後の方針

新型コロナウイルス等感染症対策に配慮したサロンの実施を推進するとともに、サロンリーダーの育成を通じて、自主的な企画・運営ができるように支援をしていきます。

介護予防人材養成事業では、「さばえ♥いきいきサポーター」をより広く周知するとともに、サポーターの活動意欲の維持・向上や組織化、自主活動化を支援するとともに、元気高齢者が支援者となるような取組を強化していきます。

取組の実績・目標

取組項目	単位	実績値			目標値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
健康寿命ふれあい サロン数	ヶ所	115	116	112	114	116	118
健康寿命ふれあい サロン利用者数	人	2,427	2,550	2,503	2,543	2,583	2,623

【介護予防拠点整備事業】

現状と課題

高齢者の健康の維持増進や介護予防、認知症予防、閉じこもりを防止するためには、身近な地域で誰もが気軽に集まれる居場所「集いの場」を拡充し、高齢者が地域の中でつながりながら、健康で生きがいのある活動的な生活が送れるような地域づくりが必要となっています。介護予防・生活支援につながる活動を推進するため、高齢者が集うサロンなどの「集いの場」を介護予防の拠点として整備することにより、身近な地域での交流のきっかけづくり、介護予防にもつながる健康づくり、そして助け合い、支え合いの顔の見える関係づくりなどを推進していきます。

【一般介護予防事業評価事業】

現状と課題

今後も継続して適正なプロセス評価ができるように必要なデータの収集・整理が必要となっています。また、事業開催状況や実施した効果等をよりわかりやすく伝えるため、高齢者向けの広報・周知方法について検討する必要があります。

今後の方針

介護予防事業に対するニーズを把握し、事業評価を行うことによって、魅力ある一般介護予防事業の充実を図ります。また、その状況を市民にわかりやすく広報等を利用して提供していきます。

【地域リハビリテーション活動支援事業】

現状と課題

理学療法士、作業療法士等のリハビリ専門職が地域包括支援センターと連携しながら、地域ケア会議において高齢者の自立支援に資する介護予防、リハビリテーションの理念を踏まえた助言を実施しています。

今後、さらに介護予防の取組を強化するに当たり、リハビリ専門職による一般介護予防事業や総合事業サービスの内容についての助言や介護サービス事業所に従事する介護職員等に対する技術的助言を受けることが必要となっています。

第5章 施策の内容

今後の方針

引き続き、地域ケア会議におけるリハビリ専門職としての自立支援に向けた助言や政策提言を受けます。また、医療機関やその他の関係機関・団体等と連携し、理学療法士や作業療法士等の専門職が、高齢者の自宅を訪問し、身体の状態を確認することや、ICTの活用により事業所からの遠隔で、運動や動作、住宅環境にアドバイスを行う事業を実施します。また、取組や目標達成に向けた活動を継続的に改善するPDCAサイクルを活用しながら、進捗管理を実施し、より良いサービス提供を行います。

③ 保健事業と介護予防の一体的実施

現状と課題

人生100年時代を見据え、健康寿命を延伸するためには、高齢者の予防・健康づくりを推進することが重要となります。しかし、高齢者の有病率は高く、早期発見・早期対応とともに、重症化予防が課題となっており、また、生活機能も急速に低下し、高齢者が参加しやすい活動の場の拡大や、フレイル対策を含めたプログラムの充実が課題です。その上、介護予防・フレイル対策と生活習慣病対策は実施主体が別となっていることから、高齢者を中心として提供されるよう連携が課題となっています。そのため、フレイル対策等の介護予防と生活習慣病等の疾病予防・重症化予防を一体的に実施する仕組みの構築が求められています。

今後の方針

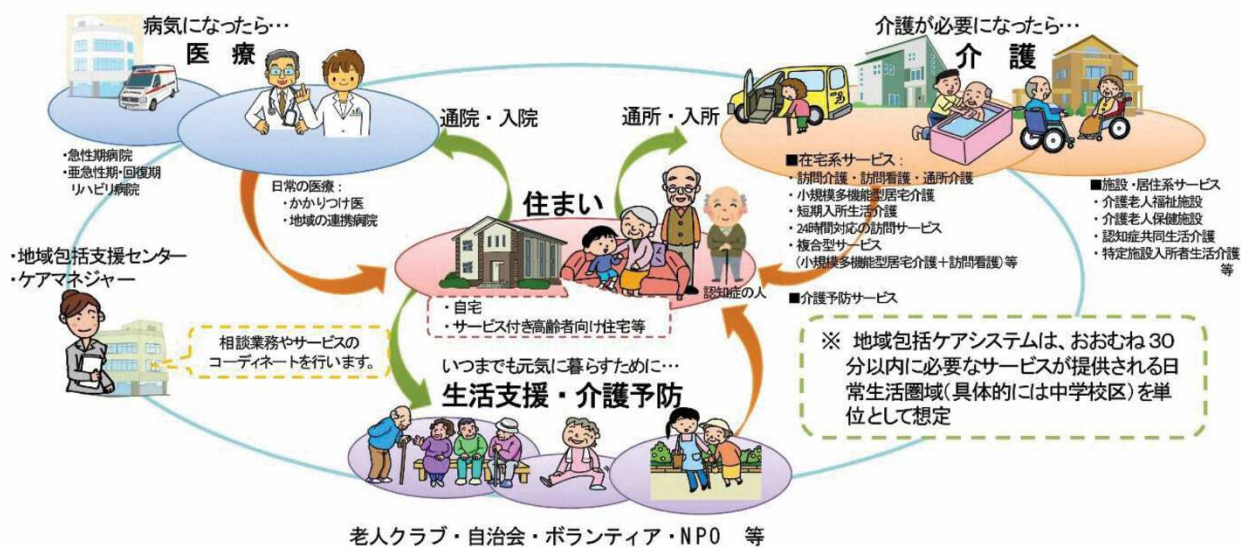
今後は、医療、介護、保健等のデータを一体的に分析し、高齢者一人ひとりを医療、介護、保健等の必要なサービスに結びつけていきます。また、一体的に実施する事業については、社会参加を含むフレイル予防等の取組まで広げるため、通いの場を活用した健康相談、健診や医療への受診勧奨の取組の促進等、後期高齢者医療制度の保健事業と介護予防との一体的な実施を進めます。

3. 安心・安全で住み慣れた地域で暮らせるまちづくり

(1) 地域包括ケアシステムの深化・推進

地域包括ケアシステムとは、介護が必要な状態となっても可能な限り住み慣れた地域で自分らしい暮らしができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される仕組みづくりです。地域包括ケアシステムを推進するため、行政、事業者、専門機関等や地域の人々が手を取り合い、必要な支援を地域の中で包括的に提供し、地域での自立した生活を支援する考えのもと、地域の特性を最大限にいかしながら、あらゆるニーズに対応するための多様なサービスや活動をさらに展開する必要があります。本計画においては、地域包括ケアシステムの深化に向けて、地域のニーズや課題に即し、より実効性のある取組の展開や強化を推進していきます。

地域包括ケアシステムの姿



① 地域包括支援センターの機能強化

現状と課題

地域包括支援センターの体制強化を図るため、本庁地域包括支援センターと4箇所の地域包括支援サブセンターを保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャーの3職種4セットの体制としています。これまで、地域包括支援サブセンターは、おもに高齢者の身近な相談窓口としての相談業務や介護予防ケアマネジメント業務を担い、本庁地域包括支援センターは総合相談業務や包括的ケアマネジメント支援業務、権利擁護業務を中心に行ってきました。近年、独居高齢者、高齢者のみの世帯、認知症高齢者の増加に伴い、高齢者虐待や権利擁護を要する困難事例が増加しており、より専門性の高い長期に及ぶ継続支援が必要となっているとともに、これら支援の必要な方への確に情報を届けるため、地域の人たちとの連携が重要です。さらに、本来の包括的支援事業に加え、介護予防事業、認知症対策、医療・介護の連携、生活支援体制整備等の業務も増加しており、今後、地域包括支援センターの業務評価を行い、地域包括支援センターやサブセンターの体制の強化や専門職のさらなる資質向上のためのスキルアップが必要です。

今後の方針

独居高齢者、高齢者のみの世帯、認知症高齢者の増加に伴い、高齢者虐待や権利擁護を要する困難事例が増加していることから、圏域ごとに対応できるよう、現在の地域包括支援サブセンターを地域包括支援センターとして位置づけるための体制づくりの充実を検討します。また、支援の必要な方への確に情報を届けるため、市民の視点に立ったわかりやすい説明を心がけるとともに、地域の人たちとの連携強化を図ります。また、専門職の資質向上のため、研修会に積極的に参加し、スキルアップを図ります。

② 地域ケア会議の充実とケアマネジメントの向上

現状と課題

地域包括ケアシステムの実現のため、多職種で構成される地域ケア会議委員のメンバーを中心に、地域ケア推進会議と地域ケア個別会議を開催しています。個別会議は、主にケアマネジャーの困難事例への対応能力の向上を目的として開催し、この個別事例の課題から地域課題の把握・分析を行い、市の政策に反映させることを目的として地域ケア推進会議を開催しました。平成30(2018)年度からは、自立支援型個別ケア会議も開催しました。個別ケア会議からわかる地域共通の課題としては、移動・外出支援や配食サービスなど不足している地域資源の充実や、高齢者の能力を活かせる場の充実、男性の通いの場への参加促進、介護サービスや認知症に対する家族の理解を深めることなどがあげられ、今後もそれぞれの課題に対応する事業の推進が必要です。

今後の方針

地域包括ケアシステムの実現に向け、高齢者の自立支援、認知症の人への地域支援、困難事例への対応等を検討、推進する多職種参加による地域ケア会議の充実に努めます。特に、高齢者の自立支援に資するケアマネジャーによるケアマネジメントや介護サービス事業者によるサービスの質の向上を図ります。また、引き続き個別会議の積み上げを実施し、個別課題から地域課題の把握につなげ、課題解決のための政策提言を実施します。さらに、圏域ごとの地域ケア会議により、保健・医療・福祉の専門職だけでなく、地域の民生委員や区長、ボランティア等関係団体や機関を巻き込んだ地域包括ケアの推進を図ります。地域ケア会議で協議した内容は、ケアマネジャーやリハビリ職等の医療・介護の専門職、民生委員等関係団体と共有すると共に、介護予防・日常生活支援推進協議会や在宅介護・医療連携推進協議会、介護保険運営協議会にて報告し、施策への反映を行います。

地域ケア推進会議（市）

目的：地域ケア個別会議の課題から地域課題の把握・分析を行い、市の施策に反映させる
 主な機能：「ネットワーク構築機能」「地域づくり・資源開発機能」「政策形成機能」
 頻度：2回/年

地域ケア個別会議 （地域包括支援センター・サブセンター）

目的：個別ケースの検討を通して、ケアマネジャーによる高齢者の自立支援に資するケアマネジメントの支援や、個別課題の解決を行い、課題解決のためのネットワークの構築や地域課題の把握を行う
 主な機能：「個別課題解決機能」「ネットワーク構築機能」「地域課題発見機能」
 頻度：10回/年

(2) 医療・介護連携体制の強化

地域包括ケアシステムを深化・推進していくにあたって、在宅医療の充実とともに、医療と介護の連携強化が重要な課題となります。医療と介護の連携に対応できる人材の育成等を推進するとともに、関係機関・関係者の連携強化、情報の共有化を推進します。

① 切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築

現状と課題

「在宅医療・介護の体制の構築」・「在宅医療・介護関係機関の連携」・「在宅ケアに対する住民の理解」を柱に、各サービスを一体的に提供することで住民が安心して地域で療養生活を送れるということを目指して、鯖江市医師会・歯科医師会や中核病院である公立丹南病院などの医療機関や、居宅介護支援事業所・訪問介護事業所などの介護の専門機関の情報を取りまとめるとともに、在宅ケアへのスムーズな移行のためのシステムの構築に努めてきました。今後はその情報の活用と並行して、住民への情報の公開や在宅ケアに対する理解を深めるための啓発を進める必要があります。

今後の方針

今後さらに高齢化が進展し、在宅療養者や認知症高齢者がさらに増加することが見込まれることから、医療的ケアの必要な高齢者を在宅で支えるための医療と介護の連携はますます必要となります。在宅療養が必要になった時に、住民が必要なサービスを適切に選択できるように、鯖江市の医療・介護の体制の周知を図るとともに、在宅ケアについての理解を深めるための機会の設定や、「人生の最終段階において送りたい生活」を考える「人生会議」などを啓発していきます。さらに医師会を中心として体制の強化のための協議を継続していく環境づくりを進めていきます。また、「人生の最終段階における医療」、いわゆるターミナルケアとしての看取りを含めた医療提供は、最期まで人間の尊厳を重視することが重要です。ターミナルに対する意識の共有を図りながら、医療と介護の連携による看取りの支援体制の充実を図ります。

② 多職種連携、情報共有の促進

現状と課題

地域の在宅医療・介護に関わる関係者の顔の見える関係づくりのため、多職種連携研修会の開催や在宅医療・介護連携推進協議会を中心に各専門機関の意見を集約し、在宅医療・介護連携の体制整備に反映させてきました。

今後の方針

入院医療から在宅医療への移行期、さらに在宅医療の中での各専門機関の連携の強化が求められる中、県が作成した入退院支援ルールの普及やふくいメディカルネットなどのICTを活用した支援者間の情報共有ツールを推進します。あわせて、在宅医療・介護連携推進協議会や研修会を通して、連携の仕組みづくり・顔の見える関係づくりの充実を図ります。

(3) 介護保険サービスの充実

団塊の世代が後期高齢者となる2025年や、団塊ジュニア世代がすべて65歳以上となり更に現役世代が激減する2040年の状況を見据え、高齢者が安心して質の高い介護サービスを選択できるよう、介護保険制度やサービス等に関する情報提供・相談体制など利用者支援の仕組みを充実します。また、介護サービスに携わる人材の確保・研修の充実、給付の適正化、サービス提供事業者に対する指導・助言の強化や指定、サービス全体の質向上に向けた取組を推進し、持続可能な介護保険制度の推進に取り組みます。あわせて、地域のリハビリテーションサービス提供体制の構築に向けて、目指す理想像や目標、評価指標を明確化し、PDCAサイクルを活用した進捗管理を行います。また、住宅型有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の設置状況およびニーズを勘案し施設整備計画を策定します。さらに、近年における甚大な災害の発生および新型コロナウイルス等感染症の流行を踏まえ、新しい生活様式や新しい交流を取り入れた介護保険サービスの充実を図ります。

① 介護保険サービスの基盤整備

○訪問介護

サービスの概要

利用者の自宅を訪問し、生活面での自立に向けたサポートを行います。ホームヘルパーが利用者の自宅を訪問して、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談や助言等の必要な日常生活の支援を行います。

現状と課題

高齢者人口の増加による要介護者の増加のなかで、訪問介護は居宅サービスの根幹をなすサービスとなっています。その中で、サービス提供の担い手となるホームヘルパーの安定した人材確保が課題となっています。

今後の方針

新型コロナウイルス等感染症等の影響で若干の利用者減少傾向が見られますが、今後徐々に回復していくことを見込み、サービス量の確保に努めます。また、安定したサービス提供のために、ホームヘルパー研修などの情報提供や、若者の雇用、定着、サービス提供者の資格取得のための奨励金の交付事業などを積極的に行い、サービスの担い手の人材育成と確保に努めます。

サービスの実績と見込

	単位	実績値			目標値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
訪問介護	人/年	3,488	3,647	3,468	3,300	3,384	3,540

○訪問入浴介護

サービスの概要

利用者の身体の清潔維持と心身機能の維持を図ります。利用者の自宅を訪問して、簡易浴槽を利用した入浴の介護を行います。

現状と課題

訪問入浴介護サービスの利用者の多くは要介護4・5の重度者となっています。重度者における在宅ケアのニーズに対応するためには、利用者の身体の清潔保持と心身機能の維持等を図る当該サービスの位置付けは重要であり、安定したサービスの供給が課題となります。

今後の方針

訪問入浴介護については、重度の要介護者が在宅での生活を続けるためのサービスとして安定的な供給体制の確立に努めます。介護予防訪問入浴介護については、ケアマネジメントに基づき、居宅の浴室が利用しにくく、身体的な理由から施設等での入浴が困難な利用者に対し、訪問し、入浴を提供します。

サービスの実績と見込

	単位	実績値			目標値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
訪問入浴介護	人/年	82	90	60	48	60	60
介護予防 訪問入浴介護	人/年	9	11	12	12	12	12

○訪問看護

サービスの概要

療養生活の支援と心身機能維持回復を図ります。訪問看護ステーションや病院・診療所の看護師等が利用者の自宅を訪問して、療養上の世話や必要な診療の補助を行います。

現状と課題

今後、在宅療養を希望する要介護者等が増加するなかで、利用者の身体状況に応じた質の高い療養環境の構築やターミナルケアの充実などの在宅療養のニーズに対応するためには、医療と介護の連携の強化を図り、必要な方に着実に当該サービスが提供される体制を構築することが課題となります。

今後の方針

訪問看護については、看護や医療的管理を必要とする高齢者の在宅療養希望の増加に伴い、支援するサービスとその供給体制を確保していきます。また、ケアマネジメントを行う上で調整が円滑に行えるよう、医療機関との連携を深めていきます。

介護予防訪問看護については、基礎疾患等を抱えている利用者に医学的管理のもとで看護師等が療養上のサービスを提供します。

サービスの実績と見込

	単位	実績値			目標値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
訪問看護	人/年	2,155	2,333	2,400	2,484	2,580	2,676
介護予防訪問看護	人/年	502	573	492	540	552	564

○訪問リハビリテーション

サービスの概要

心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けます。理学療法士や作業療法士等が利用者の自宅を訪問して、理学療法や作業療法等の必要なリハビリテーションを行います。

現状と課題

訪問リハビリテーションは、特に、退院（退所）直後もしくは生活機能低下時の集中的なサービス提供に効果が高いとされており、医療と介護の連携を強化するとともに、利用者のニーズにあった訪問リハビリテーション提供体制を構築することが課題となります。

今後の方針

本市では利用者が通所リハビリテーションを選択する傾向がみられるものの、訪問リハビリテーションを必要とする利用者も相当数見込まれることから、サービスの質を向上させ、居宅でできる生活行為を効果的に向上させるように努めていきます。介護予防訪問リハビリテーションについては、居宅でできる生活行為を向上させるサービス提供ができるように、事業者の参入を促していきます。また、構音障がいや嚥下機能回復のためのリハビリテーションのニーズに対応できるよう、奨励金の交付などを通して言語聴覚士の配置を推進していきます。

第5章 施策の内容

サービスの実績と見込

	単位	実績値			目標値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
訪問 リハビリテーション	人/年	430	335	372	348	360	372
介護予防訪問 リハビリテーション	人/年	161	148	96	96	96	96

○居宅療養管理指導

サービスの概要

通院が困難な利用者の療育上の管理および指導を行います。病院、診療所または薬局の医師、歯科医師、薬剤師等が自宅を訪問し、心身の状況や環境等を把握して、療養上の管理および指導を行います。

現状と課題

利用者及びその家族の療養上の不安や悩み等を解決することや、服薬管理の指導など円滑に療養生活を送るための指導は、今後ますます重要となってきます。このため、ケアマネジャーをはじめ、医師、薬剤師、看護職員等が協働して対応していく体制を構築することが課題となります。

今後の方針

居宅療養管理指導については、在宅で安心して療養できる環境を提供していくとともに、円滑なサービスの実施を目指して、医療と介護が連携できるように働きかけていきます。介護予防居宅療養管理指導については、基礎疾患を抱えている利用者に、医学的管理指導を行います。

サービスの実績と見込

	単位	実績値			目標値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
居宅療養管理指導	人/年	415	408	360	336	360	360
介護予防 居宅療養管理指導	人/年	33	17	12	12	12	12

○通所介護

サービスの概要

利用者の心身機能の維持と社会的孤立感の解消や、家族の身体的および精神的負担の軽減を図ります。利用者がデイサービスセンターへ通所するための送迎を行い、入浴や食事等の日常生活上の支援や、相談、助言、機能訓練、レクリエーション等のサービスを行います。

現状と課題

高齢者人口の増加による要介護者の増加のなかで、通所介護は居宅サービスの根幹をなすサービスです。新型コロナウイルス感染症等の影響から若干の利用者減少が見られますが、今後は徐々に回復し、再度利用者が増加していくことが見込まれるため、増加する需要に応えるよう安定したサービス提供の確保が重要となっています。

今後の方針

今後も利用者の増加が見込まれることから、安定したサービス量の確保に努めます。

サービスの実績と見込

	単位	実績値			目標値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
通所介護	人/年	8,793	8,692	8,496	8,376	8,568	8,844

○通所リハビリテーション

サービスの概要

心身機能の回復や維持、体力の増進を図り、日常生活上での自立を図ります。利用者が老人保健施設や病院、診療所等へ通所するための送迎を行い、心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるための理学療法や作業療法等のリハビリを受けます。

現状と課題

通所リハビリテーションは利用希望の高いサービスであり、要介護者等の増加に伴い今後も需要が増大することが予測されます。

今後も、医療保険と介護保険のリハビリテーションの役割分担にのっとり、医療保険のリハビリテーションの受け皿としての機能を強化し、医療から介護へ円滑に移行できる体制を整備することが課題となります。

今後の方針

通所リハビリテーションについては、利用者のニーズに対応したサービス提供を図ります。介護予防通所リハビリテーションについては、日常生活の支援や在宅生活における生活行為を向上させるためのサービスを提供します。介護予防ケアプランに応じた利用者の選択に柔軟に対応できるように専門職と連携していきます。また、構音障がいや嚥下機能回復のためのリハビリテーションのニーズに対応できるよう、奨励金の交付などを通して言語聴覚士の配置を推進していきます。

第5章 施策の内容

サービスの実績と見込

	単位	実績値			目標値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
通所 リハビリテーション	人/年	4,124	4,121	3,780	3,792	3,852	3,924
介護予防通所 リハビリテーション	人/年	1,055	1,024	912	888	864	876

○短期入所生活介護

サービスの概要

利用者の心身機能の維持、家族の身体的、精神的負担の軽減を図ります。利用者は介護老人福祉施設等へ短期入所し、入浴、排せつ、食事等の介護、その他の日常生活上の支援や機能訓練等のサービスを受けます。

現状と課題

短期入所生活介護は、利用者数及び利用日数が増加している傾向にあり、ニーズの高まりに対してサービス量が追いついていない状況があることから、緊急時の利用ができない状況等が課題となっています。

今後の方針

短期入所生活介護については、利用ニーズが高いサービスであり、需要に応じたサービス供給体制の確保に努めます。介護予防短期入所生活介護については、在宅における生活行為の向上を図る中で、一時的に在宅におけるサービス利用が困難となった場合、生活機能の低下をきたすことがないように、施設において、生活行為の維持、向上に向けた支援を行います。

今後の需要拡大に対応できるよう20床の新設を予定し、供給体制の拡充に努めます。

サービスの実績と見込

	単位	実績値			目標値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
短期入所生活介護	人/年	2,011	2,196	1,824	1,872	1,968	2,124
介護予防 短期入所生活介護	人/年	28	56	24	24	24	24

○短期入所療養介護

サービスの概要

利用者の心身機能の維持、家族の身体的、精神的負担の軽減を図ります。利用者が介護老人保健

施設や介護医療院へ短期間入所し、看護や医学的管理下の介護、機能訓練等の必要な医療や日常生活の支援等のサービスを受けます。

現状と課題

短期入所療養介護は、医療ニーズのある利用者及びその家族にとって在宅生活を継続するために有用なサービスとなっています。このため、今後、短期入所サービスを充実させ、リハビリテーション機能の強化を図るとともに緊急時の利用など柔軟な対応ができる体制を構築することが課題となります。

今後の方針

短期入所療養介護については、医療機関等との連携を綿密にしながら、利用者のニーズに対応したサービス供給体制の確保に努めます。介護予防短期入所療養介護については、在宅における生活行為の向上を図る中で、一時的に在宅におけるサービス利用が困難となった場合、生活機能の低下をきたすことがないように、施設において、生活行為の維持、向上に向けた支援を行います。

サービスの実績と見込

	単位	実績値			目標値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
短期入所療養介護	人/年	207	203	156	144	144	156
介護予防 短期入所療養介護	人/年	4	3	0	0	0	0

○特定施設入居者生活介護

サービスの概要

介護付きの有料老人ホーム等に入所している利用者に対し、入浴、排せつ、食事等の介護、生活等に関する相談、助言等の日常生活上の支援、機能訓練および療養上の支援を行います。

現状と課題

特定施設の指定を受けている施設は限られていますが、住まいの確保と介護の提供が一体となったサービスであることから今後一層のニーズの高まりが見込まれます。

今後の方針

特定施設入居者生活介護、介護予防特定施設入居者生活介護ともに、民間事業者の参入の動向や利用者の意向を踏まえ、令和3（2021）年～令和5（2023）年度に32床の新設を目指します。

第5章 施策の内容

サービスの実績と見込

	単位	実績値			目標値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
特定施設入居者 生活介護	人/年	795	797	864	972	972	1,212
介護予防特定施設 入居者生活介護	人/年	79	48	12	72	72	72

○福祉用具貸与

サービスの概要

家庭での日常生活上の便宜を図ります。心身の機能が低下し日常生活に支障のある利用者に、日常生活上の便宜や機能訓練に役立つ福祉用具の貸し出しを行います。

現状と課題

福祉用具は、その特性と利用者の心身の状況を踏まえた必要性の十分な検討を経ることなく選定した場合、利用者の自立支援が大きく阻害されるおそれがあります。このため、利用者が適切で質の高いサービスの提供を受けられる体制を構築することが課題となります。

今後の方針

ニーズの高いサービスであることから、サービス量を確保しつつ、福祉用具貸与、介護予防福祉用具貸与ともに、本人を含めた身体状況に応じた適切な福祉用具の利用に向け、必要な利用者には地域リハビリテーション事業を活用した専門職のアセスメントを実施し、情報提供や相談支援・指導に努めます。

サービスの実績と見込

	単位	実績値			目標値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
福祉用具貸与	人/年	10,660	11,271	11,124	10,620	10,908	11,328
介護予防 福祉用具貸与	人/年	2,160	2,423	2,700	2,424	2,472	2,544

○特定福祉用具購入費

サービスの概要

家庭での日常生活上の便宜を図ります。心身の機能が低下し、日常生活に支障のある利用者等に、日常生活上の便宜や機能訓練に役立つ福祉用具購入費用（同一年度で10万円以内）の9割（一定以上所得者は8割または7割）を支給します。

現状と課題

福祉用具は、その特性と利用者の心身の状況を踏まえた必要性の十分な検討を経ることなく選定した場合、利用者の自立支援が大きく阻害されるおそれがあります。このため、利用者が適切で質の高いサービスの提供を受けられる体制を構築することが課題となります。

今後の方針

福祉用具貸与と同様に、本人を含めた身体状況に応じた適切な福祉用具の購入に向け、必要な利用者には地域リハビリテーション事業を活用した専門職のアセスメントを実施し、情報提供や相談支援・指導に努めます。

サービスの実績と見込

	単位	実績値			目標値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
特定福祉用具購入費	人/年	151	167	276	192	216	216
介護予防 特定福祉用具購入費	人/年	66	57	48	48	48	48

○住宅改修

サービスの概要

利用者が居宅において自立した日常生活を営むことができるように、手すりの取り付けや段差解消など要件を満たす住宅の改修を行った場合に、一定の限度額内で要した費用を支給します。

現状と課題

介護保険制度の浸透、要介護者等の増加等により需要が増加することが予測されます。利用者の疾患や心身の状況に応じた生活環境を整えるため、適切で効果的な住宅改修の促進を図る働きかけが課題となります。

今後の方針

住宅改修、介護予防住宅改修ともに、高齢者の在宅生活への意向が高まる中、安全で安心して暮らせる住まいの確保に向けて、改修が必要な住宅に対して、適切にサービス提供が行えるよう努めます。また、ケアマネジャーやサービス事業者に対しても不要な改修等を行うことがないよう、介護給付の適正化に向けた指導、住宅改修の理由書のチェック等を行います。また、必要な利用者には地域リハビリテーション事業を活用した専門職のアセスメントを実施し、情報提供や相談支援・指導に努めます。

第5章 施策の内容

サービスの実績と見込

	単位	実績値			目標値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
住宅改修費	人/年	151	130	144	144	144	144
介護予防住宅改修	人/年	77	54	72	72	72	84

○居宅介護支援・介護予防支援

サービスの概要

在宅の要介護者等が、介護保険から給付される在宅サービス等を適正に利用できるよう、要介護者等と契約した居宅介護支援事業所に属するケアマネジャーが、介護サービス計画の作成、居宅サービス事業者との連絡調整や、介護保険施設への紹介等のケアマネジメントを行います。また、介護予防支援は、要支援者に対する介護予防サービスのケアプランを作成します。

現状と課題

居宅介護支援等において、利用者の多様な価値観、ニーズなどによる支援困難事例が増加しています。

今後の方針

居宅介護支援については、在宅と施設、医療と介護の連携強化を図り、地域ケア会議の個別事例検討を活用しながら支援困難事例等への助言等を行います。ケアマネジャーの質の向上のため、研修機会を提供していきます。介護予防支援については、地域包括支援センターにおいて利用者のさまざまな生活行為を評価し、改善・維持の目標設定を行うケアプランを実施していきます。

サービスの実績と見込

	単位	実績値			目標値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
居宅介護支援	人/年	16,501	16,358	15,720	14,832	15,108	15,444
介護予防支援	人/年	3,089	3,299	3,432	3,648	3,840	3,948

○定期巡回・随時対応型訪問介護看護

サービスの概要

重度者をはじめとした要介護高齢者の在宅生活を支えるため、日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護を一体的に、または、それぞれが密接に連携しながら、定期巡回訪問と随時の対応を行います。

現状と課題

定期巡回・随時対応型訪問介護看護については、市内に1事業所でサービス提供が行われていますが、サービス内容等が十分に認識されていないことから、今後もこのサービスの周知に努める必要があります。

今後の方針

サービスの利用促進を図るため、このサービスの情報提供を推進するとともに、サービス量の確保に努めます。

サービスの実績と見込

	単位	実績値			目標値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
定期巡回・随時対応型訪問看護	人/年	221	194	192	168	192	192

○認知症対応型通所介護

サービスの概要

介護が必要な認知症高齢者がデイサービスセンターへ通所するための送迎を行い、入浴や食事等の日常生活上の支援や、相談、助言、機能訓練、レクリエーション等を行います。

現状と課題

認知症対応型通所介護については、今後も認知症高齢者の増加が懸念される中で、個々の認知症周辺症状に対応したサービスが必要とされることが予想されるため、サービスの周知に努める必要があります。

今後の方針

認知症高齢者が住み慣れた家庭で生活続けることができるよう支援する上でも重要なサービスであることから、サービスの利用促進を図るとともに、サービス量の確保に努めます。

サービスの実績と見込

	単位	実績値			目標値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
認知症対応型通所介護	人/年	669	648	492	456	468	480
介護予防認知症対応型通所介護	人/年	1	0	0	0	0	0

○小規模多機能型居宅介護

サービスの概要

「通い」を中心として、利用者の容態や希望に応じて、随時「訪問」や「泊まり」を組み合わせ、在宅での生活継続を支援します。

現状と課題

小規模多機能型居宅介護については、安定したサービス量の確保に努めるとともに、利用者に対しては適正な利用に向けた啓発を行っていく必要があります。

今後の方針

小規模多機能型居宅介護、介護予防小規模多機能型居宅介護ともに、民間事業者の参入の動向や利用者の移行を踏まえ、供給体制の整備に努めます。

サービスの実績と見込

	単位	実績値			目標値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
小規模多機能型 居宅介護	人/年	1,410	1,462	1,380	1,428	1,536	1,620
介護予防小規模 多機能型居宅介護	人/年	27	13	12	12	12	24

○認知症対応型共同生活介護

サービスの概要

介護が必要な認知症高齢者が、少人数で共同生活を行い、認知症の進行を和らげます。家庭的な雰囲気の中で、介護スタッフが入浴・排せつ・食事等の介護、その他の日常生活上の支援および機能訓練を行います。

現状と課題

認知症対応型共同生活介護については、今後も認知症高齢者の増加が懸念される中で、ニーズの高まりが見込まれます。

今後の方針

認知症高齢者が住み慣れた地域を離れることなく生活を送れるようにする「住まいの場」の確保として重要なサービスであることから、安定したサービス量の確保に努めます。

サービスの実績と見込

	単位	実績値			目標値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
認知症対応型 共同生活介護	人/年	1,095	981	996	1,296	1,296	1,296
介護予防認知症 対応型共同生活介護	人/年	0	0	0	0	0	0

○地域密着型特定施設入居者生活介護

サービスの概要

介護の必要な人に対し、住み慣れた地域の地域密着型特定施設において、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援、機能訓練および療養上の世話をを行うことにより、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにします。

現状と課題

本市の実情やサービス事業者の動向を踏まえ、今後検討していきます。

今後の方針

今後、利用ニーズの動向により整備を検討していきます。

○地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護

サービスの概要

居宅において適切な介護を受けることが困難な利用者に対し、身近な地域において、入浴、排せつ、食事等の生活上の支援、機能訓練、健康管理、療養上の世話をを行います。

現状と課題

住み慣れた地域での生活を継続するために必要なサービスと位置付け、今後の整備を検討する必要があります。

今後の方針

本市の実情やサービス事業者の動向を踏まえ、今後検討していきます。

サービスの実績と見込

	単位	実績値			目標値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	人/年	383	369	348	696	696	696

○看護小規模多機能型居宅介護（複合型サービス）

サービスの概要

医療ニーズのある中重度の要介護者が地域での療養生活を継続できるよう、小規模多機能型居宅介護（通い、泊まり、訪問介護）と訪問看護を組み合わせ提供する複合型サービスで、利用者がニーズに応じて柔軟に医療ニーズに対応した小規模多機能型サービス等の提供を受けられるようになるものです。また、事業者にとっても、柔軟な人員配置が可能になる、ケアの体制が構築しやすくなるという利点があります。

現状と課題

最期まで住み慣れた地域で暮らすために、今後在宅での「看取り」の場面なども増加することが予想されることから、介護現場で医療のニーズが高まっており、中重度の要介護者が地域での療養生活を継続できるよう供給体制の整備に努める必要があります。

今後の方針

民間事業者の参入の動向や利用者の意向を踏まえ、供給体制の整備に努めます。

本計画では、新たに1ヶ所（利用登録定員29名以下）を整備して、サービス提供体制の基盤整備に努めます。

サービスの実績と見込

	単位	実績値			目標値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
看護小規模多機能型居宅介護	人/年	73	70	96	96	96	336

○地域密着型通所介護

サービスの概要

日中、利用定員18人以下の小規模の老人デイサービスセンターなどに通ってもらい、食事、入浴、その他の必要な日常生活上の支援や生活機能訓練などを日帰りで提供するサービスで、利用者の心身機能の維持向上と、利用者の家族負担の軽減を図ります。

現状と課題

高齢者人口の増加による要介護者の増加のなかで、通所介護は居宅サービスの根幹をなすサービスとなっています。その中で、地域密着型通所介護に移行された小規模なデイサービス（定員数18人以下の事業所）における安定的なサービス提供が課題となっています。

今後の方針

今後も利用者の増加が見込まれることから、安定的なサービス量の確保に努めます。

サービスの実績と見込

	単位	実績値			目標値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域密着型通所介護	人/年	975	978	756	780	804	804

○介護老人福祉施設

サービスの概要

居宅において適切な介護を受けることが困難な利用者に対し、入浴、排せつ、食事等の生活上の支援、機能訓練、健康管理、療養上の支援を行います。

現状と課題

介護老人福祉施設は、入所希望の多いサービスですが、利用者の動向を十分注視したうえで整備を検討する必要があります。

また、原則として入所は要介護3以上に限定されますので、今後は、重度の要介護者を中心とした生活重視型の施設として、介護が困難な要介護者に対する質の高いケアを実施する観点から、認知症ケアや増大する医療ニーズへの対応など、利用者の重度化対応をすすめることが課題となります。

今後の方針

介護老人福祉施設は、常時介護を必要とする方が適切な介護サービスを受ける場であり、重度の高齢者の生活の場と捉え、今後ともニーズを適確に把握しながら、中長期的な視点に立った整備誘導を図っていきます。

サービスの実績と見込

	単位	実績値			目標値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護老人福祉施設	人/年	2,969	3,075	3,132	3,132	3,132	3,132

○介護老人保健施設

サービスの概要

入院治療の必要のない利用者に対し、看護、医学的管理下での介護、機能訓練等の必要な医療、日常生活上の支援を行います。

現状と課題

介護老人保健施設は、入所者の在宅復帰支援機能を強化する観点から、短期集中型リハビリテーションの充実や増大する医療ニーズへの対応など、利用者の重度化対応をすすめることが課題となります。

今後の方針

今後ともニーズを適確に把握しながら、サービス量の確保に努めます。

サービスの実績と見込

	単位	実績値			目標値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護老人保健施設	人/年	3,319	3,022	3,108	3,108	3,108	3,108

○介護医療院

サービスの概要

慢性期の医療・介護ニーズへの対応のため、「日常的な医学管理が必要な重介護者の受入れ」や「看取り・ターミナル」等の機能と、「生活施設」としての機能を兼ね備えた新たな施設で、「長期療養のための医療」と「日常生活上の世話（介護）」を一体的に提供します。

現状と課題

平成30（2018）年から開始され利用実績も増加傾向となっています。また、平成30（2018）年度末に廃止となり令和6（2024）年度末に経過措置期間が終了する介護療養型医療施設からの転換病床数や、医療施設からの転換病床数を見込む必要があります。今後も本市の実情や医療機関等の動向を踏まえながら、中長期的な視点に立った整備誘導を図っていきます。

今後の方針

本市の実情や医療機関等の動向を踏まえながら、整備誘導を図ります。

本計画では、新たに40床の増床を見込みます。

サービスの実績と見込

	単位	実績値			目標値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護医療院	人/年	327	956	936	936	1,416	1,416

② 福祉・介護人材の確保

現状と課題

介護離職ゼロの実現には現状のサービス基盤の維持が不可欠です。介護サービス事業所の介護人材も高齢化しており、その人材を減らさない取組を行いながら、既存の介護サービス事業所の介護人材をニーズに合わせ可能な範囲で増員を図ることが重要となります。福祉・介護サービス分野において、将来にわたって安定的に人材を確保していくため、主に若年期に入職して正規雇用で長期間にわたり就労する者、ライフスタイルに対応した多様な雇用形態で就労を希望する者等、さまざまな就労形態の従事者がいることを念頭に置きつつ、人材を確保していくために必要な対策を重層的に講じていくことが必要です。

今後の方針

介護サービスに携わる人材の確保や資質向上のための研修内容の充実を事業者に促します。また、介護福祉士や社会福祉士等の有資格者等について、就業説明会の実施等を通じて関心を喚起し、福祉・介護サービス分野への再就業を働きかけます。また、福祉・介護サービスの職場体験の実施や各種媒体を通じた広報活動等を通じて若年層をはじめとする幅広い層に対して福祉・介護サービスの周知・理解に努めます。

さらに、本計画期間は、「介護人材確保・充実奨励金」を創設し、若者の市内介護保険事業所への就職や同一事業所への就労継続に対し奨励金を支給するとともに、市内介護保険事業所の従業者が介護福祉士等の資格を取得した際にも、奨励金を支給します。また、本市で不足しているとみられる訪問・通所リハビリテーション事業所への言語聴覚士の配置についても支援します。

元気な高齢者や外国人に対しては、上記奨励金を活用して資格取得の支援を行うとともに、介護保険事業所で働く意欲のある元気な高齢者と元気な高齢者を働き手として望む介護保険事業所のマッチングを支援していきます。

この他、介護現場における業務の仕分けやロボット・ICTの活用支援による業務の効率化を検討し、離職の抑制や介護人材の確保に努めます。

目標

取組項目	単位	目標値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
奨励金支給人数（就職支援金）	人	5	10	10
奨励金支給人数（継続支援金）	人	-	5	10
奨励金支給人数（資格取得奨励金）	人	10	20	30
奨励金支給人数（言語聴覚士配置支援金）	事業所	1	1	1

③ 介護保険事業の適正・円滑な運営及び業務効率化の取組強化

介護保険法第 117 条第 2 項第 3 号及び第 4 号の規定により、市町村介護保険事業計画において、介護給付等に要する費用の適正化に関し、市町村が取り組むべき施策に関する事項及びその目標を定めるものとされています。したがって、鯖江市介護給付適正化計画は、本計画において定めるものとしします。

本計画期間において取り組むべき事業としては、主要 5 事業（要介護認定の適正化、ケアプランの点検、住宅改修等の点検、縦覧点検・医療情報との突合、介護給付費通知）を前計画期間に引き続き、着実に実施することであり、それぞれの趣旨・実施方法を踏まえ、より具体性・実効性のある構成・内容に見直しながら、介護給付の適正化を一層推進するため、県の介護給付適正化計画をもとに目標を定め、取り組んでいきます。また、保険者機能強化推進交付金等を活用した施策の充実・推進を図ります。あわせて、介護現場における業務の効率化やロボット・ICTの活用支援の検討、必要書類の画一化などによる文書負担軽減の検討を行い、業務効率化の取組強化を推進します。

○要介護認定の適正化

現状と課題

現在、全ての認定調査票の書面チェックを実施し、春季に新人調査員研修、秋季に継続調査員の研修を行っていますが、認定調査の平準化がまだまだ不十分な項目が見られます。新人研修の充実や、秋季の研修の内容にグループワークを取り入れるなどの工夫を計画的に行い、より一層の平準化を図る必要があります。

今後の方針

今後も継続して、要介護認定の流れの各段階（認定調査・主治医の意見書・認定審査会）におけるチェック体制を強化するとともに、認定調査員の研修、介護認定審査会委員の研修を継続して行うことで、関係者の資質の向上・認識の統一を図ります。

また、認定調査項目別の選択状況について、全国の保険者と比較した分析等を行うとともに、研修等を通じて要介護認定調査の平準化をさらに進め、要介護（要支援）度の決定がより一層公平かつ適正に行われるように努めます。

目標

	単位	目標値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
点検数／調査数	%	100	100	100

○ケアマネジャーの支援（ケアプランの点検）

現状と課題

ケアマネジャーの資質の向上を目的に研修会を実施しています。また、新任のケアマネジャーを対象に、資質向上と適正な計画作成・適正給付を図るために、ケアプランについてケアマネジメント過程を含めた点検、評価を専門家により行っています。

今後の方針

給付実績と連動したケアプラン点検や、ケアプラン点検の勉強会の実施など、今後ともケアマネジメント過程を含めた点検、評価を専門家により行っていきます。

また、ケアマネジャーが作成したケアプランの記載内容について、事業者に資料提出を求め、市職員等の第三者が点検及び支援を行うことにより、個々の受給者が真に必要なサービスを確保するとともに、その状態に適合していないサービス提供を改善していきます。

目標

	単位	目標値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
点検事業所数／事業所数	%	100	100	100

○住宅改修等の点検

現状と課題

介護保険制度の浸透、要介護者等の増加等により住宅改修および福祉用具購入の需要が増加することが予測されます。利用者の疾患や心身の状況に応じた生活環境を整えるため、適切で効果的な利用の促進を図る働きかけや、専門職が評価する仕組みづくりが課題となります。

今後の方針

サービスの利用促進を図るとともに、利用者に対しては適正な利用に向けた啓発を行っていきます。また、ケアマネジャーやサービス事業者に対しても不要な改修等を行うことがないように、介護給付の適正化に向けた指導を徹底し、住宅改修については、住宅改修関係書類の点検を行い、疑義が生じた場合には利用者宅へ訪問し必要に応じて理学療法士等の協力のもと実態を把握し、施工後も状況を確認し、疑義がある場合は訪問し確認します。福祉用具購入については、福祉用具の必要性や利用状況を点検し、疑義がある場合は、利用者宅へ訪問し実態を確認します。

第5章 施策の内容

目標

	単位	目標値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
住宅改修 点検数／改修件数	%	100	100	100
福祉用具購入 点検数／購入件数	%	100	100	100

○縦覧点検・医療情報との突合

現状と課題

縦覧点検・医療情報との突合については、点検、事業所への確認、過誤処理までを国保連への委託により実施しています。

今後の方針

縦覧点検において、委託していない帳票についても、引き続き点検していきます。

目標

	単位	目標値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
確認数／帳票数	%	100	100	100

○介護給付費通知

現状と課題

利用者に対して費用の給付状況を通知することで、利用者や事業所に対して適切なサービスの利用と提供を普及啓発するとともに、自ら受けているサービスを改めて確認し、適切な請求に向けた抑制効果を上げるため、給付費の通知を実施しています。

今後の方針

今後も通知を継続して実施するとともに、より分かりやすい通知書面のレイアウトへの改善を検討しながら、利用者に対して適切なサービスの利用と提供について、普及啓発を行います。

目標

	単位	目標値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
対象月数／12ヶ月	%	100	100	100

○給付実績の活用

現状と課題

給付実績のデータを活用し、不適切な給付や事業者を発見し、適正なサービス提供と介護費用の効率化、事業者の指導育成を図ってきました。

今後の方針

今計画も引き続き国保連の「給付適正化システム」によって出力される給付実績のデータを活用し、不適切な給付や事業者を発見し、適正なサービス提供と介護費用の効率化、事業者の指導育成を図り、「認定調査状況と利用サービス不一致一覧表」、「適正化による申立件数・効果額」の2帳票を活用していきます。

目標

	単位	目標値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
活用する帳票の数	帳票	2	2	2

○事業者の指導監査

現状と課題

介護保険サービスの質の確保および保険給付の適正化を図るため、居宅介護支援事業所、地域密着型サービス事業所に対し定期的な実地指導、監査を実施しています。

また、鯖江市介護保険利用者擁護委員会において、市内の介護事業者への外部評価を実施しています。これは、介護保険サービスの質の向上のため、介護保険サービス内容の自己評価に基づき訪問調査を行い、事業所に対してその評価内容を通知するものです。

今後も引き続き、介護サービス事業者に対する指導を行い、介護サービスの質の確保および保険給付の適正化を図る必要があります。

今後の方針

居宅介護支援事業所、地域密着型サービス事業所に対しては、実地指導により利用者の尊厳の保持や個別ケアプランの作成を中心とした指導を行い、市内の介護事業者に対しては、市介護保険利用者擁護委員会による外部評価の実施により介護サービスの質の向上に努めていきます。

○介護保険制度の普及啓発

現状と課題

介護保険サービスを必要とする高齢者やその家族が、本人の身体状況に合ったサービス等を適切に利用できるように、市広報誌やホームページに介護保険制度の情報等を掲載するとともに、各種

第5章 施策の内容

講座等で介護保険制度に関するわかりやすい情報の提供を行っています。今後は、介護保険制度の改正等、必要な情報提供の充実が必要です。アンケート調査では、介護保険制度に関することで本市に望むことについては、「介護保険制度に関してわかりやすい情報の提供」が35.7%となっていました。

今後の方針

介護保険サービスを必要とする高齢者やその家族が、本人の身体状況に合ったサービス等を適切に利用できるように、申請窓口では市民の視点に立ったわかりやすい説明を心がけます。また、広報さばえ、市のホームページでの情報提供を行うとともに、出前講座などを利用してわかりやすい情報の提供に努めます。また、新たに「介護保険入門講座」を実施し、介護保険制度のわかりやすい解説や市内介護保険事業所の活動内容の紹介、簡単な在宅介護術の実演などを通して、介護保険制度をよりわかりやすく身近なものに感じてもらえるよう努めていきます。

④ 介護サービスの相談体制の充実

○介護保険利用者擁護委員会

現状と課題

介護保険サービスに関する苦情について、鯖江市介護保険利用者擁護委員会が中立公正な立場でサービス提供者に対して調査・調整を行い、苦情の解決を図るとともに、利用者の擁護、介護保険サービスの質の向上を図っています。また、介護保険適用以外の福祉サービス利用者についても、介護保険利用者擁護委員会が福祉サービス苦情調整委員会を兼務しており、苦情の解決を図るとともに、利用者の擁護体制の充実に取り組んでいます。前計画期間中は、介護保険に関する苦情について、対応困難な事案はなく、介護保険利用者擁護委員会での苦情処理には至りませんでした。

今後の方針

介護保険に関する苦情など対応困難な事案については、市介護保険利用者擁護委員会や福井県国民健康保険団体連合会と連携して解決を図っていきます。

○介護相談員派遣事業

現状と課題

介護相談員が市内の介護サービス提供事業所を訪問し、利用者の介護サービスに関する意見・要望等を聴取し事業者と情報交換等を行うことにより、利用者の不満や不安を解消するとともにサービス向上につなげています。利用者の声が事業所のサービス向上につながるよう、介護相談員が積極的に利用者の不満等を聞き取り、事業者に伝えることが必要です。令和2年度は新型コロナウイルス等感染症感染拡大防止の観点から、介護保険事業所への訪問ができませんでした。今後は、介護保険事業所の理解・協力を得ながら、新型コロナウイルス等感染症等の感染拡大防止に配慮した活動が必要となります。

今後の方針

新型コロナウイルス等感染症等の感染拡大防止に配慮しながら、継続的に事業所訪問を行うことで利用者および事業所と介護相談員との信頼関係を築き、利用者の不安や悩みの解消に努めます。また、介護相談員の研修参加によるスキルアップを図ります。

(4) 安心・安全な生活環境の整備と多様な住まいの確保

高齢者が安心・安全に生活し、社会参加できるよう、個別の生活ニーズに応え、安定的・継続的な生活支援サービスの充実を図るとともに、災害時の支援体制の確立、公共交通の充実、高齢者向け住宅の供給促進等に取り組みます。

① 生活支援サービスの充実

○軽作業援助事業

現状と課題

生活環境の整備等自立した生活の継続を可能とするために、軽易な日常生活上の作業にかかる費用の一部を助成しています（公益社団法人鯖江市シルバー人材センターの登録会員が作業を行います）。高齢化、核家族化が進む中で、ひとり暮らし高齢者、高齢者世帯が増加傾向となっています。引き続き、事業関係機関と連携を図り、利用者のニーズに対応した援助を行っていくことが必要です。

今後の方針

在宅で安心して生活を送ることができるように広報等を活用して情報提供を図ります。

第5章 施策の内容

取組の実績・目標

取組項目	単位	実績値			目標値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
登録者数	人	86	80	70	75	80	85

○寝具洗濯乾燥消毒サービス事業

現状と課題

利用者に清潔な安らぎを与え、介護者の労苦を軽減するために、在宅のひとり暮らし高齢者等に対し、寝具の衛生管理を行う水洗い洗濯、乾燥および消毒等のサービスを年2回実施しています。在宅の高齢者およびその介護者にとって、寝具の衛生管理はとても重要なことであり、今後も継続して広報活動をしていくことが必要です。

今後の方針

広報活動の充実を図るとともに、介護支援専門員を通して支援の必要な対象者の把握に努め、事業を実施していきます。

取組の実績・目標

取組項目	単位	実績値			目標値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	人	183	184	195	200	205	210

○外出支援サービス事業

現状と課題

寝たきりの在宅の要介護高齢者等が医療機関や保健福祉サービス施設に通うために利用するタクシー等に対し、乗車賃の一部助成としてタクシー乗車券を発行します。高齢化が進む中で、在宅の要介護高齢者の増加が見込まれ、外出にかかる費用支援のニーズは高まることが予想されるため、引き続き、広報等により周知が必要です。

今後の方針

広報活動の充実を図るとともに、介護支援専門員を通して支援の必要な対象者の把握に努め、事業を実施していきます。

取組の実績・目標

取組項目	単位	実績値			目標値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実利用者数	人	64	68	65	70	80	90

○「食」の自立支援事業

現状と課題

ひとり暮らし高齢者または高齢者のみの世帯であって、調理が困難な人などに配食サービスを提供し、高齢者が健康で自立した生活を送ることができるよう支援しています。配食ボランティアが、安否確認を含め、毎週金曜日に昼食を居宅へ配達します。配食サービスを行うことで、バランスの良い食事摂取や栄養の確保が図られることで、安全・安心な在宅生活ができるように事業の継続が必要です。また、配食サービスを安全に実施するために、配食ボランティアの人員確保も重要です。

今後の方針

広報活動を行うとともに、地域包括支援センター職員や介護支援専門員等を通して調理が困難な在宅高齢者の実態把握に努め、事業を実施していきます。また、社会福祉協議会との連携を図り、配食ボランティアの募集を行うことに努めます。あわせて、コロナ禍でも配食事業を継続していくため、民間事業者による配達の促進についても迅速に検討します。さらに事業利用者個人に合わせた自立支援の取組や介護予防に関する情報の提供を行います。

取組の実績・目標

取組項目	単位	実績値			目標値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
延べ利用者数	人	4,618	4,553	96	4,500	4,520	4,550

○要介護高齢者等介護用品支給事業

現状と課題

在宅の高齢者に安らかでより快適な生活の支援と家族の介護負担を軽減するため、介護用品購入費を一部助成しています。在宅介護の高齢者の増加により、利用者は毎年増加しており、長期にわたる事業継続を見越して助成額等の検討が課題となっています。

今後の方針

介護支援専門員を通して支援の必要な対象者の把握に努め、事業を実施していくとともに、今後も引き続き、助成額等について検討していきます。

第5章 施策の内容

取組の実績・目標

取組項目	単位	実績値			目標値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
延べ利用者数	人	11,668	11,512	10,990	10,000	10,500	11,000

○日常生活用具給付事業

現状と課題

おおむね65歳以上のひとり暮らし高齢者および高齢者のみの世帯で、住民税非課税世帯に対し、心身機能の低下に伴う火事や逃げ遅れ、やけどを防ぐために日常生活用具を給付しています。高齢化が進む中で、ひとり暮らし高齢者および高齢者のみの世帯の増加が見込まれ、日常生活用具が必要と判断される高齢者が増えると予想されるため、引き続き広報等により周知が必要です。

今後の方針

よりいっそう広報活動を行うとともに、介護支援専門員を通して支援の必要な対象者の把握に努め、事業を実施していきます。

取組の実績・目標

取組項目	単位	実績値			目標値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
電磁調理器利用数	世帯	3	3	3	4	4	4

○介護サービス利用支援金支給事業

現状と課題

在宅で生活している要介護高齢者等に支援金を給付し、介護サービスが利用できるよう支援しています。高齢化のさらなる進行とともに、増加すると予測される在宅の要介護高齢者は介護サービスの利用が多く見込まれます。今後も引き続き低所得者の経済的支援のために事業の実施が必要です。

今後の方針

広報活動を行うとともに、介護支援専門員を通して支援の必要な対象者の把握に努め、事業を実施していきます。

取組の実績・目標

取組項目	単位	実績値			目標値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	人	30	35	30	35	40	45

○あんしんステイ事業

現状と課題

災害や介護者の長期入院等の理由で、給付限度額日数を超えて短期入所介護・短期入所療養介護を利用したとき、超えた日数分にかかわる入所費用の一部を助成しています。在宅介護が増加すると予測される中で、介護保険制度の支給限度額を超えて短期入所生活介護または短期入所療養介護を利用しなければならない低所得世帯への一部助成が必要です。

今後の方針

近年の利用の実績はありませんが、該当となるケースが発生した場合に適切に事業につなげられるように広報や研修を行います。

取組の実績・目標

取組項目	単位	実績値			目標値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	人	0	0	0	1	1	1

○市内入浴施設等利用助成事業

現状と課題

市内の入浴施設を高齢者の生きがいと健康増進を図る介護予防の拠点として、年1回無料で利用できるよう助成しています。入浴等を通して高齢者の健康保持と、公衆の中で生きがいの増進を図っていくことが必要です。

今後の方針

今後も入浴を通して、高齢者の健康保持、健康増進を図るため、新型コロナウイルス等感染症に配慮しつつ、閑散期の利用を促進するなどの広報活動や利用の働きかけを行います。

第5章 施策の内容

取組の実績・目標

取組項目	単位	実績値			目標値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
市民ホールつつじ	人	374	308	220	270	300	310
神明苑	人	3,217	2,947	1,600	2,700	2,800	2,900
ラポーゼかわだ	人	3,658	3,241	1,800	2,900	3,000	3,100

〇はり・きゅうおよびマッサージ等施術費助成事業

現状と課題

はり・きゅう・マッサージを通して高齢者の健康保持・増進および介護予防を図るための費用の一部を助成しています。より利用しやすいように、地区公民館と連携しながら自宅の近くで申請できるようにしています。高齢者の健康保持と福祉の増進を図るための助成券の発行は好評であり、介護予防のためにも、今後も事業の継続が必要です。

今後の方針

今後も高齢者の健康保持・健康増進を図るために引き続き、助成を継続して行います。

取組の実績・目標

取組項目	単位	実績値			目標値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
助成額	千円	1,126	1,057	900	1,100	1,100	1,120

○緊急通報体制整備事業

現状と課題

高齢者の安全をいち早く守るため、病気やけがなどの緊急時に通報・駆け付けするための緊急通報装置を貸与・斡旋します（住民税非課税世帯：無料、住民税課税世帯：実費負担）。増加傾向にあるひとり暮らし高齢者または高齢者世帯の安全対策として、今後も広報等を通じて周知していくことが必要です。また、ひとり暮らし高齢者、高齢者のみ世帯が安心して生活が送れるよう緊急通報装置の利用方法について十分な説明が必要です。

今後の方針

民生委員児童委員と連携を図り、安心して在宅生活を送ることができるように周知を図ります。緊急通報装置の利用方法については、申請時に十分な説明を行い、病気やけが等の緊急時には迅速かつ適切な対応がとれるよう民生委員児童委員、近隣協力員との連携に努めます。また、近隣協力員を見つけられない高齢者でも合い鍵を預ける等、事業を利用できる条件を緩和することにより、利用促進を図ります。

取組の実績・目標

取組項目	単位	実績値			目標値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	人	166	147	140	160	170	180

○ひとり暮らし高齢者等屋根雪おろし援助事業

現状と課題

ひとり暮らし高齢者および高齢者のみの世帯等が居住している居宅の、屋根の雪おろしに対して、家族や親族の援助がない、または、除雪作業員を雇用することができない場合には、町内会が中心となり地域ぐるみで屋根の雪おろしを実施したり、市・区長・民生委員児童委員が連携して除雪作業員の情報提供を行います。また、除雪対象世帯のうち非課税世帯を地域ぐるみで除雪した場合は、除雪を行った地域の組織に対して協力金を支給します。屋根雪おろしの業者等の作業員に依頼し除雪を行った場合は、世帯に対し助成金を支給します。

地域のつながりが注目されている中で、地域ぐるみで屋根の雪おろしの実施を行うなど、安心して生活するためには、お互いの助け合いや支え合いが必要です。そのためには今後とも地域力アップの基盤づくりが必要です。

今後の方針

親族からの除雪援助や除雪作業員を雇用することができない高齢者に対して、冬期の積雪から身の安全を守り、安心して生活できるように、継続して地域ぐるみの除雪体制づくりを支えていきます。

○ひとり暮らし高齢者友愛訪問事業

現状と課題

おおむね70歳以上のひとり暮らし高齢者または高齢者のみの世帯であって、継続して安否の確認や話し相手を必要とする人に対し、民生委員児童委員が定期的に乳酸菌飲料を持参し、自宅への訪問を行います。

ひとり暮らし高齢者や新型コロナウイルス等感染症への懸念から外出できない高齢者の増加が予測される中で、親族の訪問も滞りがちな高齢者については、安否確認できる環境づくりが必要です。身近な存在である民生委員児童委員の訪問により、在宅での生活を安心して送れるように継続的な見守りが必要となります。

今後の方針

ひとり暮らし高齢者世帯等の安否確認のため、民生委員児童委員の定期的な訪問でひとり暮らし高齢者世帯等の安否確認を継続して行える環境づくりに努めます。

取組の実績・目標

取組項目	単位	実績値			目標値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	人	287	282	268	280	285	290

○ひとり暮らし高齢者の集い開催事業

現状と課題

今後増加が予想されるひとり暮らし高齢者を対象に、孤独感の解消と精神的な健康保持のための交流の場を提供するとともに、事業について周知していくことが必要です。

今後の方針

委託先の市社会福祉協議会や民生委員児童委員との協力、また、高齢者間での声かけ等を通して、参加者の拡大を図るよう努めるとともに、新型コロナウイルス等感染症対策を踏まえた事業内容の検討を行います。

取組の実績・目標

取組項目	単位	実績値			目標値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
参加人数	人	362	365	0	350	360	370

② 要介護高齢者住宅改造助成事業

現状と課題

介護を要する高齢者の在宅での生活を支援するため、介護保険事業の対象とならない住宅改造の費用の一部を助成しています。介護保険の事業で対象とならない住宅改造費用を支援することは、高齢化が進むと予測される状況の中で、今後も必要です。

今後の方針

広報活動を行うとともに、介護支援専門員を通して、支援の必要な対象者の把握に努めます。また、介護支援専門員を対象とした研修会で事業の周知に努めます。

取組の実績・目標

取組項目	単位	実績値			目標値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	人	5	6	5	6	6	6

③ 避難行動要支援者対策

現状と課題

災害時または災害発生のおそれがある場合、災害時要援護者避難支援プランに基づき、区長（自主防災組織の長）や民生委員児童委員等の協力により、地域ぐるみで避難行動要支援者（災害時要援護者）を支援する体制の確立に努めています。今後とも、地域ぐるみで避難行動要支援者を支援する体制づくりが必要です。

今後の方針

鯖江市避難行動要支援者（災害時要援護者）避難支援プランに基づき、区長・民生委員児童委員等の協力を得ながら、個別支援計画の作成など避難行動要支援者を支援する体制の確立を目指します。

④ 公共交通の充実

現状と課題

鯖江市コミュニティバス「つつじバス」を「地域に活かされるコミュニティバス」と位置づけ、平成29（2017）年度のダイヤ改正では、高齢者の通院や買い物等での移動手段の確保や、通勤・通学時の移動手段の確保を念頭に市内全域全市民の普段の生活に利用可能な公共交通を目指してきましたが、ダイヤ編成が複雑化し、利用者数も減少するなど事業が停滞しているのが現状です。

今後の方針

高齢者が安心して利用できるよう「分かりやすいダイヤ」「出発点から目的地まで行って帰ることができるダイヤ」を目指します。また、つつじバスのフリー乗降制や小回りのきくバスの導入を検討し、利便性向上に努めてまいります。さらに、運転免許証自主返納者に対する無料証交付など、お得な制度の周知徹底を図り、利用促進に努めます。

⑤ 有料老人ホーム及び高齢者向けの住まいの確保

現状と課題

高齢者のための住まいには、次の表のようにさまざまな種類があります。サービス付き高齢者向け住宅はこれまでに2箇所整備されましたが、今後も住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう整備を進めていく必要があります。また有料老人ホームについては、現在未整備の状況ですが、高齢者の住まいの選択肢を広げ、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう整備を進めていく必要があります。軽費老人ホーム（ケアハウス）については2施設整備されており、現状数で対応を図るため、周辺自治体の施設との連携が必要です。養護老人ホームは市内に整備はされていませんが、家庭環境、経済的理由のある高齢者に対して、心身の健康の保持および生活の安定のために適切に措置することが必要です。

今後の方針

有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅は、バリアフリー化され、安否確認サービス・緊急時対応サービスの付いた住宅であり、事業者と連携して民間活力の導入を図りながら整備を推進していきます。また介護度が重度化してもこれらの施設に住み続けられるよう本計画の期間内に特定施設入居者生活介護として32床の整備を目指します。養護老人ホームは、周辺自治体の施設との連携を密に行い、円滑に入所できるよう努め、軽費老人ホーム（ケアハウス）については、広域的に必要な数の確保に努めます。また、市営住宅は、低所得者に対して低廉な家賃で賃貸している住宅であり、車椅子対応の部屋も確保しており、これらを活用するとともに、福井県居住支援協議会等と連携を図りながら、行政、福祉団体、不動産業者による包括的な見守りや相談体制を確立するなど、今後、市内における空き家等を活用した低廉な家賃の住まいの確保・支援についても検討していきます。

高齢者のための住まい

名称	概要	要介護度	定員数 R3. 3. 31 (人)	定員数 (見込) R6. 3. 31 (人)	介護サービス
サービス付き高齢者向け住宅	バリアフリー化され、安否確認・緊急時対応・生活相談等のサービスが付加された住宅	～介護5	33	21	外部の介護サービスを利用
				12	施設職員が介護サービスを提供
有料老人ホーム	バリアフリー化され、安否確認・緊急時対応・生活相談等のサービスが付加された住宅	～介護5	0	20	外部の介護サービスを利用
				20	施設職員が介護サービスを提供
介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)[30床以上の施設]	常時介護が必要で、自宅での生活が困難な人が、介護や身の回りの世話を受けながら生活する施設	介護3～5	215	215	施設職員が介護サービスを提供
地域密着型介護老人福祉施設(地域密着型特別養護老人ホーム) [29床以下の施設]		介護3～5	58	58	
介護老人保健施設 (老人保健施設)	症状が安定し、自宅へ戻るようリハビリを中心とした医療的ケアと介護を受ける施設	介護1～5	382	382	
介護医療院	長期療養のための医療と日常生活上の介護を一体的に提供する施設	介護1～5	116	156	
軽費老人ホーム (ケアハウス)	本人の収入に応じて低額の費用で日常生活上必要なサービスを受けながら自立した生活を送ることができる住まい	～介護5	70	70	外部の介護サービスを利用
			40	40	施設職員が介護サービスを提供
養護老人ホーム	家庭の事情や経済的な理由で自宅において養護を受けることが困難な人が、日常生活上必要なサービスを受けながら自立した生活を送ることができる住まい	～介護2	—	—	外部の介護サービスを利用
認知症対応型共同生活介護(認知症高齢者グループホーム)	認知症高齢者が少人数で、家庭的な環境の中で介護や身の回りの世話を受けながら共同生活を送る住まい	支援2～ 介護5	108	108	施設職員が介護サービスを提供

⑥ 災害・感染症対策の実施

○災害対策の実施

現状と課題

近年、全国各地で台風や地震などの大規模災害が頻発し、入所施設をはじめとした介護保険事業所の迅速な避難の重要性が再認識されています。

これらの状況を踏まえ、介護保険事業所等と連携し、防災についての周知啓発、研修、訓練を実施する必要があります。また、関係部局と連携し、介護保険事業所等に対して災害の発生時に必要な物資の備蓄・調達・輸送体制等の整備が必要です。

また、避難所生活が長期化した場合を想定し、高齢者の不活発病を予防する取組が必要です。

今後の方針

平成27(2015)年の水防法の改正を受け、鯖江市の洪水等浸水想定区域が百年に一度の規模を想定したものから千年に一度の規模を想定したものへと変更になりました。これを受け、あらたに浸水想定区域となった介護保険事業所に対し、避難確保計画の策定等について、関係部局と連携し、迅速な情報提供を行います。また、介護保険事業所に対して風水害・地震等さまざまな災害に対応可能な訓練を、地区の住民と協同して実施することを指導します。また災害発生時に必要な物資の調達を行うことができるよう、関係部局と連携し輸送体制等を整備します。

さらに、避難所生活が長期化した場合に、身体機能の低下を予防するため、リハビリテーション専門職を派遣し、適切な運動等を指導できるような体制整備を検討します。

○感染症対策の実施

現状と課題

令和元(2019)年度から令和2(2020)年度において、新型コロナウイルス等感染症の拡大により一般介護予防事業をはじめとする多くの事業が中止を余儀なくされました。これを踏まえ、一般介護予防事業等各種事業については、新型コロナウイルス等感染症をはじめとした感染症対策を行いながらの実施が不可欠です。

介護保険事業所については、新型コロナウイルス等の感染症が発生してもサービスが継続的に提供されることが求められます。感染症発生時には、適切な感染症対策のもとサービスを継続するとともに、平常時から正しい知識を持って感染症予防に努めることが必要です。

今後の方針

一般介護予防事業をはじめとしたサービスを安全に提供できるよう、事業の実施場所や時間、対象者について、配慮しながら実施します。

実施場所については、ある程度の広さを確保する、施設の定めた定員を遵守する、換気をこまめに行うことを徹底します。時間については、極力長時間の開催を避け、必要最低限の時間にする、

休憩時間を設けるなどの配慮を行います。また対象者については、定員制、登録制にする、事業実施前後には手指を消毒する、マスク着用を徹底するとともに、日常的に体温管理を行うことなどを周知徹底していきます。

また、インターネット等各種媒体を活用し、通いの場等が中止となっても自宅でも活動できるような事業について検討していきます。

介護保険事業所に対しては、感染症の発生時に必要な物資について速やかに輸送できるよう関係部局と連携し、あらかじめ体制を整備するとともに、適切な感染症予防対策のもとサービスが継続できるよう厚生労働省の指針に基づき指導を行います。また平常時から新型コロナウイルス等の感染症が発生してもサービスが継続的に提供されるよう「事業継続計画」の策定について助言、指導を行います。

4. みんなで支え合い助け合うまちづくり

地域福祉を促進するためには、公私協働の関係を密にし、市民参加を大切にしながら、常に地域福祉の課題把握や課題解決のための活動を活性化し、そのシステムの強化に努めることが必要となります。

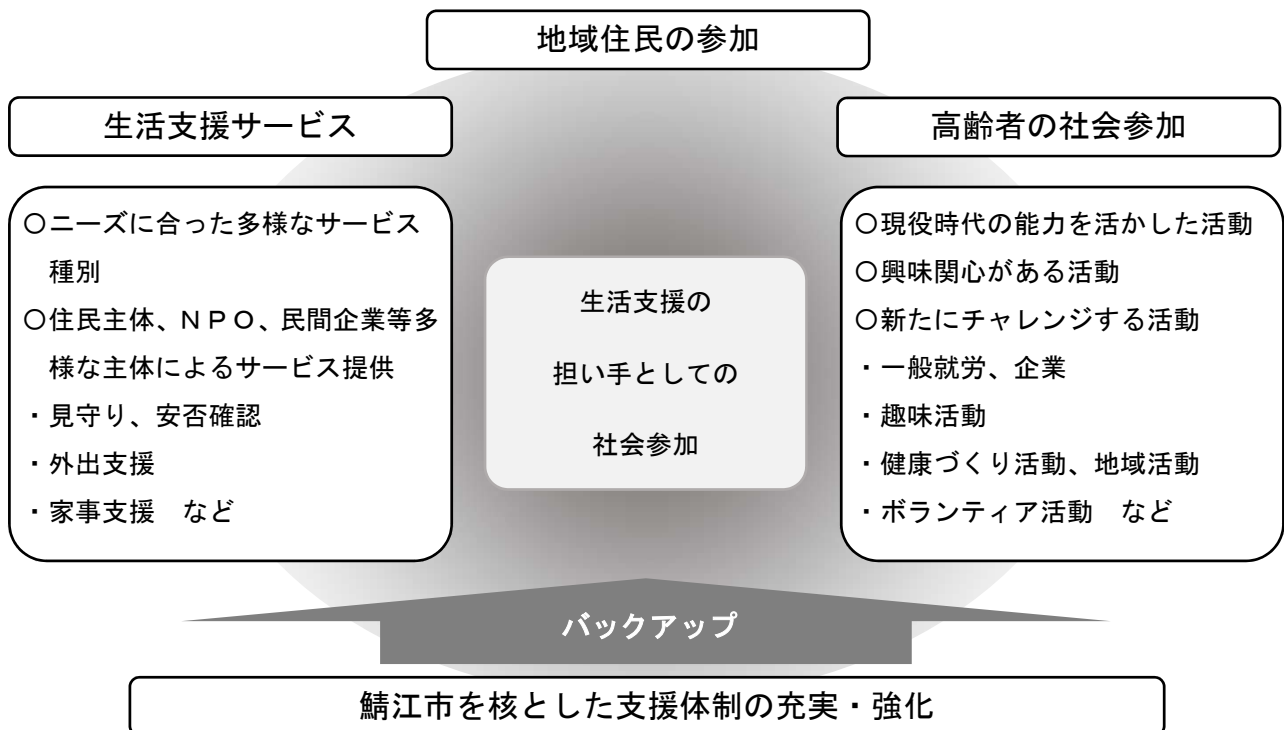
また、生活問題を解決していくためには、市民一人ひとりの人生のステージにおいて、個々のニーズに対応した適切な公私にわたる施策の支援が必要になります。

本市では、認知症の方や家族介護者を支え、権利擁護や見守り体制などを支援し、また、地域支え合い推進員による住民相互の支え合い活動を推進するとともに、地域住民やコミュニティ、ボランティア、行政等が協働した福祉のまちづくりを推進することで、みんながお互いを「支え合う」地域福祉を推進していきます。

(1) 住民主体による生活支援体制の整備

単身世帯等が増加し、支援を必要とする軽度の高齢者が増加する中、生活支援の必要性が増加し、多様な主体が生活支援サービスを提供することが求められています。

本市では、平成29(2017)年度より配置した第1層生活支援コーディネーターおよび第2層生活支援コーディネーター(地域支え合い推進員)の活動も4年が経過しようとしており、各地区に応じた地域支え合いの取組が進んできており、今後も地域支え合い推進員を中心に、地区の状況に応じた生活支援体制づくりを推進します。



① 地域人材の発掘・育成

現状と課題

地域で活動する人材を把握するため、地区社会福祉協議会や町内会、民生委員児童委員等から、それぞれの組織の体制や活動状況等について情報収集を行いました。また、地域活動に関心のある人等に対して、「助け合い応援講座」や「地域支え合いフォーラム」等を開催し、地域での支え合いに関する意識の向上を図りました。

地域活動を行う組織では、任期による交代により、地域での支え合いに関する意識の高まりが継続しにくい環境であることや、高齢による担い手不足が課題となっています。そのため、支え合いの必要性についての理解が深まっていくよう、学習する機会を定期的に作っていくことが必要です。

今後の方針

地域福祉を推進していくためには、市民一人ひとりが地域福祉について理解を深め、福祉を身近に感じられる環境をつくることが大切です。地域住民の主体的な参画を促すために、地域の実情に応じた学習会、学校教育、活動団体での取組など様々な人々が参加・学習する機会をつくり、ボランティア活動に参加しやすい環境づくり、地域の見守り・支え合いの体制づくりなど、担い手の発掘・育成、活動の支援を継続的に推進します。

取組の実績・目標

取組項目	単位	実績値			目標値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
協議会・学習会開催	回	10	14	10	15	15	15

② 地域資源の把握と開発

現状と課題

地域の資源の状況を把握し、平成30(2018)年度に「さばえの集いの場・通いの場」「地区公民館・公共施設講座一覧」「さばえ暮らしのサービスガイド」を作成・更新し、市民や医療機関、介護関係機関等に配布しました。

また、平成30(2018)年度に、ふれあいサロン、老人クラブ員、高年大学生等に対して、「買い物」、「草むしり」、「ゴミ出し」などの7項目について、生活支援アンケート調査(3,229人)を行い、「行えていること」、「手伝えること」、「手伝ってもらいたいこと」について、地区別、世帯構成員別にまとめ、地域のニーズ把握に努めました。今後は、把握したニーズについて地域資源として開発していくことが求められます。

今後の方針

地域支え合い推進員を中心に、引き続き、地域の資源の状況を把握し、不足していると思われる地域資源については、地域住民と意識の共有化を図ります。さらに、社会福祉協議会等多様な主体への協力依頼などの働きかけにより、生活支援の担い手の養成を行いながら、不足している地域資源に関するサービスの開発を行います。

③ 地域住民による生活支援サービスとネットワークづくりの推進

現状と課題

生活支援アンケート調査の結果について、各地域で話し合いの場を設けた結果、地域のニーズから、鯖江地区と河和田地区で「買い物」や「ゴミ出し」を行うボランティア団体が2団体立ち上がりました。地域住民の安心した生活を支えるには、公的な財源によって支えられる安定したサービスと共に、地域住民一人ひとりの多様なニーズに対応できる柔軟なサービスが求められるため、今後も、町内会等既存のネットワーク間で、生活支援サービスを推進することを共通の目的にソーシャル・キャピタル（地域におけるつながりや信頼関係の蓄積）の醸成を促し、近隣による助け合いのネットワークづくりを推進していくことが必要です。

今後の方針

多様な主体による多様なサービスが求められている中、住民主体によるサービスは、地域とのつながりを維持しながら、支援する側、される側という関係性だけではなく、持っている能力に応じた柔軟な助け合いを行うことで、お互いの自立意欲の向上につながることを期待されています。そのため、多様な主体が積極的に参加できるよう地域におけるつながりや信頼関係の蓄積の醸成を促します。また、地域支え合い推進員により地域の福祉的課題を把握し、こうした地域課題に即した住民主体のサービスを創出するために、地域ケア会議等において情報を共有し協働する場を設け、地域住民との公民協働の形をつくりだすことで、地域住民の参加を促し、地域住民による生活支援サービスの創出と円滑な運営を目指します。

地域住民や関係機関など多様な人材の重層的なネットワークは、自治会・町内会といった既存のネットワークの上に成り立ち、ネットワークの構築とともに活動が発展していきます。そのため、生活支援サービスを推進することを目的に、ソーシャル・キャピタル（地域におけるつながりや信頼関係の蓄積）の醸成を促し、近隣による助け合いのネットワークづくりを推進します。

また、地域住民によるボランティア組織がサービスを必要なときに必要な人に提供できるようなコーディネート機能を適切に発揮できるよう支援していきます。

取組の実績・目標

取組項目	単位	実績値			目標値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
住民主体の生活支援サービスを提供する団体数	団体	-	2	2	2	3	3

(2) 認知症高齢者対策の推進

認知症の人が住み慣れた地域で自分らしい生活を続けられるよう、認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）および国が策定した認知症施策推進大綱を踏まえ、認知症地域支援推進員を配置し、「認知症の人が自分らしく生きられる地域づくり」、「軽度認知障害（MCI）・認知症予防および早期発見・早期対応」、「認知症の人とその家族に対する支援」の認知症対策3本柱を推進します。また、医療・介護、権利擁護等の関係機関を構成メンバーとした在宅医療・介護連携推進協議会により、効果的な認知症施策の検討や施策の評価を実施するとともに、教育分野の機関との連携も図り、認知症に関する普及啓発を推進していきます。

① 認知症ケアパスの普及

現状と課題

平成29（2017）年からは、認知症ケアパス（認知症ガイドブック）を作成し、地域でどのような医療・介護サービスが、認知症の進行状況にあわせてどのような形で受けられるか、また、社会資源の紹介など相談対応時に活用し、継続的に周知に努めています。また、平成30（2018）年度の認知症初期集中支援事業の開始とともに、診断・治療後の、認知症の人が住み慣れた地域で安心して暮らしていくためのサポートが重要となってきます。

今後の方針

今後、さらに増加すると予想される認知症高齢者および若年性認知症の方に対する理解の促進や地域での見守りに対する意識の向上が図られるよう住民周知および啓発に努めます。また、更なる認知症の人の増加が予想され、介護と医療と地域の支援が認知症の容態に応じ切れ目なく受けられるために、医療・介護等の連携強化等による地域における支援体制を構築し、必要な情報を認知症ケアパス（認知症ガイドブック）などを使い普及啓発することで、認知症ケアの向上を図ります。

② 認知症に対する理解の促進、人材育成、認知症対策ネットワークの構築

現状と課題

徘徊高齢者の早期発見、また、介護家族の支援を図るため、徘徊高齢者等SOSネットワーク協力機関を今後も増やしていく必要があります。さらに、令和2（2020）年度からは、徘徊高齢者とその家族に向けて、二次元バーコードラベルの読み取りで個人情報を開示することなく、徘徊高齢者の発見、家族への連絡を可能とする「どこシル伝言板」の事業を開始しました。今後、利用登録者、発見者となる一般住民双方への制度周知が求められます。認知症ケアは、本人や家族、介護従事者、かかりつけ医等の気づきを早期確定診断につなげることを出発点として、的確かつ包括的な療養方針を策定し、医療と介護の密接な連携の下に適切なサービスを提供することが必要です。認知症の方々が地域で安心して生活していけるように、引き続き徘徊模擬訓練を重ね、市民の意識を高めていく必要があります。

今後の方針

今後は、地域で認知症に関わることが多い団体や学校教育においても認知症サポーター養成講座を開催し、地域における認知症の理解者を増やし、認知症に対するさらなる啓発活動の充実を図ります。特に「世界アルツハイマー月間」には認知症の理解者を増やすための普及啓発活動を重点的にを行います。また、「認知症サポーター養成講座」を受講した店舗に対し「認知症の人に優しいお店」ステッカー等を配布し、認知症の人が暮らしやすいまちづくりを目指します。さらに、認知症サポーター養成講座の講師役である認知症キャラバン・メイトの充実・育成研修を行っていきます。認知症サポーターが様々な場面で活躍してもらえるように、学習を深め、活動につなげるためのステップアップ講座を開催し、認知症があっても継続して地域の場に通うことができるように、地域の居場所づくりを推進する人材育成を進めます。

認知症地域支援推進員は、医療機関や介護サービスおよび地域の支援機関をつなぐコーディネーターとしての重要な役割を担っています。今後も認知症地域支援推進員の活動を支援するとともに、推進員を中心としたネットワークの強化を図ります。

徘徊する認知症の人を早期に安全に保護するための徘徊高齢者等 SOS ネットワークについては、協力機関の増加に向けた働きかけを進めるとともに、徘徊模擬訓練を行い地域全体での見守り体制を構築していきます。「どこシル伝言板」については、利用登録者、発見者となる一般住民双方への制度周知を図っていきます。さらに、認知症ケアに携わる人を対象とした講演会や研修会を実施し、高い見識と技能をもった人材の育成を進め、総合的かつ継続的な支援体制の構築に努めます。

取組の実績・目標

取組項目	単位	実績値			目標値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
認知症サポーター数	人	7,897	8,338	8,497	8,747	9,047	9,397
「認知症の人に優しいお店」登録店舗数	店舗	-	-	-	10	15	20

③ 軽度認知障害（MCI）、認知症の早期発見・早期対応

現状と課題

軽度認知障害の予防は、まず自らの認知機能を知ることから始まります。介護保険認定者を除く65歳以上の高齢者を対象に、健康チェックリストを実施し、健康チェックリストの結果、認知機能の低下が疑われる人を対象に、「もの忘れ検診」として、かかりつけ医での簡易認知機能検査（MMSE検査）を勧め、認知機能低下がみられる場合は、かかりつけ医より精密検査や専門医受診を勧めています。今後、もの忘れ検診の受診率を高め、簡易認知機能検査（MMSE検査）の結果、治療や要経過観察が必要と判断された人は、適切な医療や支援につなげる必要があります。

また、一般市民を対象とした「もの忘れ相談プログラム」という簡易検査プログラムや「脳の健康度テスト（ファイブコグテスト）」を実施し、認知機能低下予防の意識付けを今後も継続して実施

する必要があります。

軽度認知障害と診断されたり、認知機能の低下のおそれがある場合は、できるだけ早い段階で認知機能の維持・改善を図るための取組が必要です。市では、健康チェックリストの結果、認知機能の低下が疑われる人や一般の人を対象に、脳わくわくクラブ（認知機能低下予防教室）を開催し、パソコンと旅行で知的活動をウォーキングで酸素運動の習慣化を目指す認知機能活性化プログラムを年2コース2クール提供してきましたが、参加者数の減少により、事業内容を見直していく必要があります。

今後の方針

今後も軽度認知機能低下のうちに早期発見、早期対応ができるよう、もの忘れ検診や「脳の健康度テスト（ファイブコグテスト）」を継続的に実施するとともに、介護予防普及啓発事業や認知症初期集中支援推進事業などと一体的に実施し、市民自らが認知機能の状態を把握し、医療機関への受診行動や認知機能の維持、改善の取組ができるように支援します。あわせて、新型コロナウイルス等感染症対策を踏まえ、健康チェックリストの回収率向上を図り、効果的な資料や客観的判定を行う「脳の健康チェック（TDAS プログラム）」を利用しながら、もの忘れ検診未受診者の受診勧奨を強化します。また、健康寿命ふれあいサロンやいきいき講座、湯ったりクラブなどの一般介護予防事業においても、認知機能の維持・改善を図る活動を積極的に提供します。

脳わくわくクラブについては、これまでの受講者がそれぞれ自主クラブを立ち上げて活動しているため、それらの団体に講師を派遣する、それぞれのクラブの横のつながりを確保するための交流会を開催するなどの支援を行います。

取組の実績・目標

取組項目	単位	実績値			目標値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
もの忘れ検診受診率 (MMS E検査)	%	10.0	5.9	5.2	8.0	8.1	8.2
ファイブコグテスト 開催回数	%	1	3	1	1	2	2

④ 認知症初期集中支援および医療・介護との連携

現状と課題

認知症の早期発見・早期対応に向け、支援体制構築のため平成30（2018）年度から認知症初期集中支援事業を開始しています。認知症初期集中支援チームの知名度がまだまだ一般化していないためチームの役割や機能について周知していく必要があります。また、事業のより円滑な運用と支援チームと各関係機関との連携強化を進めていく必要があります。

今後の方針

市民や関係機関・団体に対し、認知症初期集中支援チームの設置および役割や機能について周知するとともに、支援チーム員とかかりつけ医や認知症サポート医との連携、認知症疾患医療センター等関係機関との連携強化のための連携シートの活用等効果的な初期集中支援が実施できるよう、在宅医療・介護連携推進協議会（認知症初期集中支援チーム検討委員会）において活動状況を検証評価しながら進めていきます。また、初期集中支援に際しては、適切な介護保険サービスへつなぎ、支援体制を整えることが重要であることから、医療機関だけでなく、介護保険事業所とも連携し支援していきます。

⑤ 認知症の人とその家族に対する支援

現状と課題

認知症の人の家族の介護負担は大きく、高齢者虐待に繋がっているケースも見受けられます。このような事態を防ぐため、認知症の人とその家族に寄り添い、介護負担の軽減や精神的な支援を行うため、認知症の人とその家族のつどいや認知症カフェの開催、認知症の人と家族の応援者である認知症サポーターの養成講座を実施しています。また、認知症地域支援推進員を配置し、認知症の人とその家族の相談支援を実施したり、医療機関において認知症の診断や診察を受けていない人を対象に認知症専門医による相談会を開催しています。平成30（2018）年度からは、民間団体と連携し、学校や民間企業など幅広い対象に実施するようにしました。若年性認知症の人への対応としては、県が設置している若年性認知症相談窓口へつなぎ、若年性認知症コーディネーターが関係機関と連携して支援しています。

今後の方針

引き続き、認知症の人とその家族への支援の充実を図るため、健康寿命ふれあいサロン等の集いの場で認知症サポーター養成講座を開催し、認知症サポーターの数や認知症の人とその家族が集える場の増加を図り、認知症の人が地域において、なじみの関係を維持しながら、尊厳を持って自分らしく生きられるような環境づくりを行います。

また、介護者支援として認知症に関する学習会やフォーラムの開催、民間業者や認知症サポーター等による認知症カフェの立ち上げ支援や運営支援、「認知症の人と家族のつどい」の開催等を通して、介護負担の軽減を図るとともに、認知症当事者が社会参加できる場づくりを推進します。

さらに、地域での身近な認知症の相談窓口として「認知症なんでも相談窓口」の開設を目指します。

医療・介護施設等職員への認知症対応力向上研修、認知症地域支援推進員や地域包括支援センター職員等の認知症相談対応やケアの質の向上に取り組みます。

(3) 家族介護者支援の充実

要介護や要支援の状態にある高齢者が住み慣れた自宅で生活することができるよう、その介護や支援を行っている介護者を支えるサービスの充実を図ります。

① 家族介護支援事業

現状と課題

家族介護支援事業として実施してきた家族介護者の会については、会員の高齢化や新規会員の伸び悩みなどもあったため、平成 27 (2015) 年度で解散をしましたが、高齢化に伴い、要介護認定者は年々増加しており、家族介護者支援のニーズは高まっています。また高齢者が高齢者を介護する世帯が増加するなど、介護者の負担は年々大きくなっていることから、介護者が悩みをため込まないためにも、身近な相談窓口の設置や、介護負担が限界に達している介護者の早期発見が急務となっています。

介護負担が大きな介護者に対しては、適切な介護保険サービスに関する助言を行うと同時に、介護に対する知識・技能を身につけることや介護者同士が気兼ねすることなく、相談や交流できる場を提供するとともに、身体的、精神的負担を軽減でき、ゆとりある安心した介護を続けられるように支援することが必要です。

今後の方針

介護支援専門員や地域の民生委員児童委員の協力を得ながら、福井県が作成した「介護負担アセスメントシート」や「地域の見守りポイント」を活用し、地域ぐるみで介護負担の大きな介護者の発見に努めます。

また、より多くの介護者や今後、介護者になる可能性のある方が参加できるように、介護技術を習得できる介護教室や介護の悩みを相談できる介護者交流会等の事業を開催するとともに、利用者の視点と介護サービス事業者の視点の両方からニーズを把握し、相談体制の充実を図ります。

② 徘徊高齢者家族支援事業

現状と課題

認知症による徘徊高齢者を在宅で介護している家族に、徘徊探知端末 (GPS) を貸与し、徘徊高齢者の早期発見に協力することにより、介護者の負担を軽減しています。平成 29 (2017) 年 1 月からは、SOS ネットワーク事業について、福井県や福井県警察本部との広域的な情報提供や情報共有に向けた体制整備がされました。さらに、令和 2 (2020) 年度からは、徘徊高齢者とその家族に向けて、二次元バーコードラベルの読み取りで個人情報を開示することなく、徘徊高齢者の発見、家族への連絡を可能とする「どこシル伝言板」の事業を開始し、今後、利用登録者、発見者となる一般住民双方への制度周知が求められます。

第5章 施策の内容

今後の方針

広報活動を行うとともに、介護支援専門員を通して、支援の必要な対象者の把握に努めます。また、介護支援専門員を対象とした研修会で事業の周知に努めます。あわせて、「どこシル伝言板」については、利用登録者、発見者となる一般住民双方への制度周知を図っていきます。

取組の実績・目標

取組項目	単位	実績値			目標値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
徘徊探知端末 利用者数	人	4	8	5	5	5	5

(4) 地域見守り体制の充実と高齢者の権利擁護

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるように、地域と協働した見守り活動や支え合い活動を推進します。また、高齢者の人権を尊重し、高齢者の権利擁護に向けた取組の充実を図ります。

① 高齢者見守りネットワーク（ご近所福祉ネットワーク活動）の強化

現状と課題

高齢者・障がい者・児童のあらゆる分野で生活上の不安を抱える要支援者を地域で発見し支援していけるように「ご近所福祉ネットワーク活動」として、町内単位でのネットワークづくりを推進しています。このネットワークでは、町内単位での連絡体制の構築や課題・対策等について話し合いを行う体制づくり等とあわせて、市および地区社会福祉協議会、地域包括支援サブセンター、民生委員児童委員協議会、区長会、公民館等の地域の関係者や警察、消防署、医療機関、丹南健康福祉センター等の専門機関との連携を目指しています。

これまで、市社会福祉協議会が中心となって、地域の団体や地区社協と連携し、福祉に関する講座、研修や「ご近所福祉ネットワーク活動説明会」を開催したり、リーフレットを発行してご近所福祉ネットワーク活動の大切さについて普及啓発を行ってきました。また、地域支え合い推進員は、町内の取組の現状について、区長をはじめ町内の方々への聞き取りや会議への出席等を通し、市社会福祉協議会と連携しながら、ご近所福祉ネットワークの立ち上げ支援を行っています。

「ご近所福祉ネットワーク活動」の中で、高齢者が安心して暮らすことができるように見守りを通して気がかりな高齢者を早期発見し、必要な支援につなげる体制をさらに強化していく必要があります。

今後の方針

「第3次鯖江市地域福祉計画」に基づき、市の関係部署である社会福祉課、長寿福祉課、子育て支援課、健康づくり課および市社会福祉協議会、地区社会福祉協議会が協力して横断的な体制のもと、ご近所福祉ネットワーク活動事業の推進に継続して取り組みます。また、今後も市内で幅広く住民と接する機会の多い配達や販売、移送等を行う事業所と、地域見守り活動に関する協定の拡充を推進していきます。高齢者虐待についても、ご近所福祉ネットワーク活動を通じて早期発見・早期対応につなげるとともに、支援機関への通報義務や秘匿性の啓発を進めます。

② 高齢者の孤独死防止に向けた取組

現状と課題

ひとり暮らしの高齢者等が自宅等において亡くなり、死後長期間経過してから発見される孤独死は、本人の尊厳を損ねるとともに、親族や近隣住民に与える精神的・経済的な影響が大きいことが問題となっています。そのため、見守りや交流機会の提供等により孤立させない状況をつくる必要があります。

今後の方針

高齢者見守りネットワークを通じて地域で支援を必要としている人やそれを支えている人の状況を把握し、民生委員児童委員や近隣住民等と協力しながら支え合いの輪を広げていきます。また、老人クラブ、地域行事、一般介護予防事業等への参加の呼びかけや、友愛訪問、緊急通報装置などの福祉サービスの利用促進を通じて、高齢者を孤立させないための取組を進めます。

③ 高齢者の権利擁護

○成年後見制度利用支援事業

現状と課題

判断の不十分な認知症高齢者・知的障がい者・精神障がい者等の権利侵害を防止するため、成年後見制度利用支援事業の周知等に努めてきました。今後も継続して家族や本人等に成年後見制度の説明や手続きの支援を行い、成年後見制度の普及のための広報等に努める必要があります。市民後見推進事業については、市民後見人の養成や市民後見人の活動を支援できる体制を整えることが必要不可欠であるため、関係機関と連携を図り、基盤づくりを行うことが必要になります。また法人後見事業についても、今後、受託機関の選定を行いながら慎重に検討していく必要があります。

今後の方針

成年後見制度については、普及のための広報等に努めるとともに、市民に相談窓口を周知できる機会の拡大を図ります。また、関係機関や団体、事業所等と連携をとり、成年後見制度の普及と権利侵害の防止に取り組みます。市民後見推進に向けては、中核機関の基盤づくりを図っていきます。令和4年度からの広域中核機関の設置に向け、県内9市町との協議を重ね、成年後見制度利用促進体制整備を推進していきます。

○福祉サービス利用援助事業

現状と課題

社会福祉協議会では、高齢者が安心して地域社会での生活が続けられるように介護保険等の利用援助や日常生活の財産管理サービス等を行う福祉サービス利用援助事業を行っています。事業のさらなる周知を行うこと必要があります。また、利用希望から契約までに時間がかかる状況があり、スムーズな利用ができるような相談体制を柔軟にとる必要があります。生活支援員が不足している状況もあることから、生活支援員を増やしていく必要があります。

今後の方針

今後も事業の広報に努めるとともに、民生委員児童委員や社会福祉協議会等と連携して、事業が円滑に利用できるように支援します。また、一時的に利用希望者が集中したときでもスムーズに利用できる相談体制を整えます。さらに、生活支援員を増やし、柔軟に対応できるようにします。

○困難事例等の調整・他機関との連携

現状と課題

困難事例等の調整においては、地域包括支援センターが、地域の見守りネットワーク等による困難事例の発見、介護予防に関するアセスメント、認定調査等の介護保険制度利用での発見、各種サービス機関での発見等での早期対応に努めるとともに、県高齢者権利擁護対応専門職チーム派遣事業の活用や関係部局・関係機関との連携を通して解決方法を模索しています。複数の職員で迅速に対応することが重要であり、また、長期的なかかわりになることも多いことから、今後とも関係部局・関係機関等との連携した取組の推進や職員の対応力の向上に努めることが必要です。

今後の方針

丹南健康福祉センター、消費生活センター、警察署等関係機関との連絡を強化し、顔の見える関係づくりを行い、困難事例等の早期発見、早期対応に努めます。また、職員体制の検討や、研修等を通して職員の対応力の向上に努め、適切な支援を図ります。

○低所得者対策の充実

現状と課題

介護サービス利用支援金支給事業、社会福祉法人利用者負担軽減制度支援事業、高額介護サービス費貸付制度により、低所得者の負担軽減を実施しています。また、特定入所者介護サービス費等により、施設入所者における低所得者の負担軽減を実施しています。低所得者に対する、介護サービス利用支援金支給事業、社会福祉法人利用者負担軽減制度支援事業、高額介護サービス費貸付制度や特定入所者介護サービス費等による低所得者における施設入所者への負担軽減などの事業を安定的に実施することが必要です。

第5章 施策の内容

また、保険料については、消費税の増税分の税収を財源に、第1段階から第3段階の非課税世帯に対し軽減強化を行うとともに、コロナウイルス等感染症の影響を受けて収入が減少した世帯に対し保険料の負担減免を実施しました。今後も国の制度に応じ、適切な介護保険料負担軽減策を実施していく必要があります。

今後の方針

各事業による負担軽減を引き続き実施することにより、低所得者の支援および介護保険サービスの利用促進を図ります。また、保険料については、低所得者の第1号保険料の軽減割合の強化として、給付費の5割の公費とは別枠で公費を投入し、低所得の高齢者の保険料の軽減を強化するとともに、標準の段階設定の9段階を引き続き12段階に分け、低所得者の保険料負担軽減を実施します。また国の制度改正に応じ、適切な介護保険料負担軽減策を実施していきます。

④ 高齢者虐待防止対策

現状と課題

本市における養護者による高齢者虐待は、ここ数年は一定の件数で推移していますが、複雑な社会的背景もあいまって個々の案件を解決するまでの時間は飛躍的に長くなっています。また、養介護施設従事者による高齢者虐待についても事例が発生しています。虐待を受けている高齢者の多くに認知症の症状が見られており、今後、認知症高齢者がますます増加することが予想されていることや介護保険事業所の人材不足などから、高齢者虐待の増加が懸念されます。本市では、虐待の早期発見・早期対応を行うため、市、地域包括支援センターを虐待の相談・通報窓口として対応にあたりるとともに、虐待防止の啓発や虐待防止研修を行っています。

今後の方針

高齢者虐待防止法に基づき、高齢者虐待の未然防止、早期発見、迅速な対応を目指し、高齢者虐待に対する取組を強化していきます。市民が、高齢者虐待について正しい理解や知識を持ち、虐待の発生が疑われる場合には相談・通報につながるように相談窓口等を周知徹底します。また、養介護施設や介護事業所従事者に対する高齢者虐待の研修会などを行っていきます。さらに、高齢者虐待防止ネットワーク運営委員会において、高齢者虐待の発生防止のため、認知症の理解普及、介護者の負担軽減を図るための支援や高齢者虐待の実態や虐待防止の取組などについて協議し、共通認識を持ち、高齢者虐待防止体制がより充実するよう連携強化を図ります。

（５）地域共生社会の実現に向けた取組の推進等

地域で安心して生活するためには、地域での助け合いや支え合いの活動が重要であり、活動を進めるためには、住民同士の信頼関係や協働意識を育むことが大切です。また、市民が参加する地域社会をつくるためには、市民の福祉に対する関心や市ボランティアセンターの機能を高め、地域でのボランティア活動をより活発にすることが必要です。

① 地域住民の地域福祉活動への参加促進

現状と課題

地域福祉は、行政や福祉関係事業者だけでなく、隣人、企業、学校など多様な人が担い手となります。地域の課題や地域住民の生活上の課題の解決に取り組む地域福祉活動への市民の主体的な参加を促進していくことが求められています。

今後の方針

制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともにつくっていく社会を目指します。

そのために、地域福祉活動に多くの人に参加してもらえるよう、幼児教育、学校教育、生涯学習など様々な長期的な視点に立った人材の育成を推進します。また、地域福祉活動の積極的な情報提供により、地域福祉活動の理解を深めるとともに市民の地域活動への自主的な参加を促進します。

さらに、住民の支え合い活動を支援するため、生活支援コーディネーター（第一層）を地域包括支援センターと市社会福祉協議会への配置を充実させ、市全域における地域支え合いの仕組みづくりの充実を図ると共に、各地区公民館における地域支え合い推進員（第二層）による地区の社会資源の把握・創出（集いの場等）や、支え合いネットワークの構築（協議会）、くらしのサポーター養成、住民に対する助け合い意識の醸成といった地域づくりを進め、住民組織等により運営される生活支援サービスの充実を目指します。また、この住民組織（第三層）が、サービスを必要なときに必要な人に提供できるよう自らコーディネート機能を適切に発揮できるよう支援していきます。高齢者の社会参加を推進し、地域の助け合いを広げるため、地域の社会資源の支援を継続するとともに、高齢者だけでなく幅広い世代の市民がボランティア活動に参加するためのきっかけづくりなど、地域のつながりを深めていくような取組を、より一層充実させていきます。

